

第百六十四回国
参議院法務委員会會議録第十七号

平成十八年五月十六日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十六日

辞任

青木 幹雄君

杵掛 哲男君

江田 五月君

補欠選任

松村 祥史君

西島 英利君

家西 悟君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

弘友 和夫君

荒井 正吾君

谷川 秀善君

築瀬 進君

木庭健太郎君

委員

青木 幹雄君

山東 昭子君

陣内 孝雄君

関谷 勝嗣君

西島 英利君

南野知恵子君

松村 祥史君

家西 悟君

江田 五月君

千葉 景子君

前川 清成君

松岡 徹君

浜四津敏子君

仁比 聡平君

亀井 郁夫君

国務大臣

法務大臣

杉浦 正健君

副大臣

法務副大臣

河野 太郎君

大臣政務官

三ッ林隆志君

事務局側

常任委員会専門員

田中 英明君

政府参考人

法務省入国管理局長

三浦 正晴君

外務省経済局長

石川 薫君

外務省領事局長

谷崎 泰明君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(弘友和夫君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に法務省入国管理局長三浦正晴君、外務省経済局長石川薫君及び外務省領事局長谷崎泰明君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(弘友和夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(弘友和夫君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○松岡徹君 おはようございます。民主党の松岡徹でございます。

先週に引き続きまして御質問をさせていただきたいと思っております。先週質問を予定しておりましたものが積み残しておりまして、今日そこを中心質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、前回もちょこっと触れましたが、いわゆる指紋等の生体情報の保有期間といいますが、その期間なんです。河野副大臣は大体七十年から八十年というふうにおっしゃっていましたけれども、改めてその根拠といえますか、お聞かせいただけますか。

○副大臣(河野太郎君) 七十年から八十年というのは、理論的に最大それぐらいになる可能性があるということでございます。

複数のパスポートを使って複数の身分を偽って入国をしている外国人がいるわけでございます。

そういう人間を発見をして、まあ中には正当に複数のパスポートを持っていらっしゃる方がいらっしゃるかもしれないんですが、そうでない理由で複数のパスポートで出入りをする人間がいるわけでございます。

としまして、そういう人間を入管の水際で少なくとも判別するためには、その人が過去どの名義で入ってきたか、どういうパスポートで入ってきたかということをお調べなければならぬわけでありまして、そのための手段として、一度入ってきた方の指紋を取っておいて、次に別なパスポートで入ってきたときにその指紋で名寄せをすると、同じパスポートで入ってきたらこれは問題ございませぬが、一つの指紋で名寄せをした結果、いろんなパスポートで出入りをしていることになるんだらうと思っております。

それはおかしいということになるんだらうと思っております。そういうためには、一度入ってきた方が出国してすぐ指紋を消してしまえば、次に別なパスポートで入ってきたとしてもこれを判別する手段がございませぬので、そういうことを考えると、一定の期間、指紋情報を保有していなければならぬわけでありまして、

どれぐらい保有をするかというのは運用を始めからいろいろと研究をして決めたいと思っておりますが、十六歳以上の方から指紋をいただくというのを考え、また今の人間の平均寿命を考えると、最大で七、八十年以上持つ必要はないだろうと、そういうことでございます。

○松岡徹君 今副大臣答弁をさせていただきましたように、その根拠というのが非常に脆弱といえますか、あいまいなんですか。

今日の新聞でも載っておりますけれども、元入管局長が批判しているんですね。この批判の内容はこういうことかといえますと、要するに真のテロ対策にはなっていないと。水際でそれを未然防止すると言っているけれども、そういうふうにはなっていないと。それは、日本にはテロリストの指紋情報がほとんどない、どのように照合するのかと。

元々おっしゃっていただきましたように、テロ対策、そして不法入国を防止することに資するというふうにおっしゃっていただきましたけれども、テロ対策とすれば、テロの定義はあいまいで、しかもテロリストと言われてる人の情報が非常に、どこまでなのかということも未だに、つかんでいない。それで果たして本当にテロ対策になるのかどうかという点がありました。

そして同時に、不法入国をどういうふう防止するのかといったときに、犯罪者と言われている人たちの情報が、それ自身も非常に整っていないという状況で、年間七百万人を超える日本を訪れる外国人のすべての情報を取って照合するということ、果たして本当にそれが費用対効果から見

でも適切な方法なのかということを考えると、私は大きな疑問がありますし、元入管局長の批判は正しいというふうに思っています。

そして、リピーターといいますが、再度入るといった場合、我々自身は少なくとも百歩譲って、テロの情報を入管局が保持していて、あるいは犯罪者とか過去の退去強制者の情報を保持していて、その対象者になるということについて入国のときにチェックをする。そして、そのチェックから外れて全くそれには該当しないという人たちにについては、少なくとも出国の時点ですべて消すべきである、消去すべきであるというふうに思うんです。しかし、それでも七十年から八十年、長くて、保有する必要があるといったときに、また再度それを偽造して来るかどうかという基礎データがない。そして保有された多くの、圧倒的に多くの海外の人たちは犯罪予備軍というように見えてしまうというか見られてしまうというふうな意識を持つんじゃないんですか。河野副大臣、どう思われます。

○副大臣(河野太郎君) 全くそういうことではないと思います。

今、飛行機に乗ることを考えていただければ、前回も同じことを申し上げましたが、きちっとチェックをして、確かに手間は掛かるけれども、きちっとチェックをしてもらった方が飛行機には今乗りやすいという状況になっております。しっかりと水際で安全を確認する国というのは、そこへ旅行をしても、観光目的で旅行をしても安全であるということになるわけでありまして、私の事務所の人間もバリ島へ行くことになっていて、どうしようか出発直前までためらっておりましたが、危険ないところにはやはり行きたくないというのが人間の感情として当然あると思います。

むしろ、入ってきている方の安全を日本はちゃんと守っているんだ、日本は不法の入国の人は入れてませんと、入ってきている外国の人はみんな正しく入ってこられた方です、そういう国になる方が外国人との共生社会につながると思っています。

し、安全確保という観点からも、日本はむしろ、世界じゅうの方がどこへ行くかと、観光に行こうかと考えたときに、来やすい国になると思っております。

○松岡徹君 今先ほど副大臣おっしゃったように、例えば自分のところの事務所の人間が海外へ行くときに、危険なところには行きたくないというのがあります。むしろそういうふうに取り扱えば安心だということに、そういう心理が働くんではないかということ、まあそれは一般的な心理はそのとおりだと思うんです。

だから、今回の改正のときに、少なくとも、例えば自分たちが採取された情報がどのように使われるかという利用目的とか、それがどのように保管されてどのように利用されるかということ、利用目的をちゃんと決めて、そしてその利用目的以外のことは使わないというようにすることを本人に説明するからこそ安心して行くんですね。また、安心できる国だということになるんです。

だから、前回のときにも私は質問をさせていただきました。利用目的をしっかりと特定すべきだし、その利用目的を、あるいは管理目的をちゃんと本人に明示するというのがなかったら、それがどういふふうに使われているのかということが非常に不安になります。そういう意味では、私は、この保有期間の問題もそうですが、さきに申し上げましたけれども、アメリカのUS-VISITが導入されるときに、日本政府はアメリカの意見交換の中で、アメリカに対して、日本人がアメリカに入国して出国する段階で日本人の指紋を消去してほしいという要望をしているのではないんですかというふうに言ったら、河野副大臣は全くそれはありませんとおっしゃいました。

しかし、私もその後いろいろ資料を手に入れましたら、二〇〇四年の六月八日付けの日米間の規制改革及び競争政策イニシアティブに関する日米両首脳への第三回報告書というのがあります。その中の四十一ページに入国地点における生体情報の取得というのがあります。そのa、米政府

は新しい生体情報要件によって取得された日本国民の情報の保護に関する日本国政府の懸念を理解すると書いてある。要するに、指紋、生体情報の取得なんです。その後、個人情報はその個人が米出国を出国する時点で消去されるべきであるという日本国政府の立場も十分理解すると書いてある。こういうアメリカからの報告書は、正式な文書ですよ、これ、日米両首脳への第三回報告書なんですよ。その中の文章としてそうなっている。こういう報告書があるということは、当然日本政府はそういう要請をしているからこそういふ報告書があるんですよ。それを一切やらないという。私は、河野副大臣がやっただけで、日本国政府です。そういうふうな思っています。これ、今日外務省来ていただいていますけれども、その真意は、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。

今御指摘いただきました日米規制改革イニシアティブにおきまして、日本側から対米要望におきまして、これまで、一つはUS-VISITプログラムによって取得された個人情報保護を厳格に管理すること、それから個人情報保護のために米政府が講じている一連の措置を明らかにすること等を要望してきておりました。

他方、ただいま御指摘をいただきました出国時の生体情報の消去については、米側側正式な要望を行ってはいません。ただ、御指摘いただきました記載によりますと、我が国の要請事項を踏まえた米政府とのやり取りの中で、米政府による生体情報管理の厳格化の具体策の一案として、日本側から出国時の情報の消去について言及があったのではないかと、かように思われる次第でございます。

○松岡徹君 私、昨日の質問取りのところで外務省の方も法務省も来られて、私、このいろんな文書を入手して、自分なりに外務省のホームページも開いてやっただけです。やっぱり私は、外務省なり、この外務省の平成十六年二月の、U

SVISITプログラムに関する米国土安全保障省暫定最終規則案に対する日本政府のコメントというのがあるんですね。その中に、いろいろ各論があるんですが、その各論の一つに、日本側として、採取される側に立てば、指紋採取を極めて侵襲的な行為と受け取る人間が少なからずいることを指摘するとともに、その点につき国土安全保障省として十分留意するよう努めるとか、いろいろ規則とかのところに意見を述べているんです。その中であつたかもしれない。

ところが、その結果としてこういう日米両首脳の第三回報告書にこういうふうに出ているとすれば、当然しっかりと米政府はその日本側の指摘を受け止めているということなんです。十分理解すると書いてあるんですよ。私はそのときのそれについてどうなんですかと言ったら、質問取りの担当は、それ以上は答えられませんとか言うんです。私はあなたに答えてほしいということで事前に質問取りやっただけやう、帰れと、議員の質問権を侵害する気かと、これ以上は答えられませんが、大臣でも答えられませんか。こんなことを法務省はやらしているんですか、質問取りで、大臣。事前に私にこれ以上は答えられませんかというようなことをやらしているんですか。大臣に聞かしていただきたい。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。

昨日、手前どもの担当の者が御質問をいただきましたが、上りましたときに失礼があった段、実は担当者から私も報告をいただいております。そのような、もとより質問権等についての指示を出しているというところはもうございませんけれども、しかし、指導不行き届きによってそのようなことが、会話が、やり取りが行われてしまったと、心からおわび申し上げたいと存じます。

○松岡徹君 そんなこと聞いているんじゃない。大臣、どう思います。当然法務省の職員も来られて、一緒になって聞いておるし、そういう相づちを打っておるんです。そういうふうなせいとい

う指示はされたんですか。

○国務大臣(杉浦正健君) もちろん、そんな指示はいたしておりません。

○松岡徹君 こんなことがあつてはならぬと私は思うんです。私は素直に、こういう文書がありましますから、これはどういふふうに理解すればいいんかということなんです。

○国務大臣(杉浦正健君) その点につきましては、衆議院の委員会でも長時間にわたつて御質問が集中して何度もやり取りあつたんですが、石川局長が申したような答弁が外務省の方からあつたわけなんです。

で、これは外交交渉ですから、外務省中心になつてやつておりますから。ただ、この報告書は、先生御指摘の、アメリカ側でまとめたものでございまして、日本が作つたものではございませんで、その真意を完全に把握、日本側として把握することはできない。外務省の交渉担当者がそういうことをおっしゃつていふとすれば、そうであらうということだろうというふうには思ひます。

○松岡徹君 大臣、当然衆議院の議論も私も記録を見て知つていますし、しかしその中で、先ほど言つたようにこの日米両首脳への報告書もありますけども、その以前に外務省がU・S・V・I・S・I・T導入するに際しての日本側の意見という形で文章で出ていふんです。それがこの報告書以前の、報告書も含めてそうすけども、日本政府のコメントで平成十六年十一月一日付けとかあるいはその前の十六年二月四日付けとか、それぞれU・S・V・I・S・I・Tに関する日本政府のコメントという形で懸念を述べているんです。その中で当然のように管理のことがずつと幾つかあるんです。

ところが、河野副大臣が前回の私の質問に対して、もう全くありませんとおっしゃいました。じゃ、全くないというのはこれは答弁はおかしいんでないですか、今外務省のことも含めてやると。どう思われますか。

○副大臣(河野太郎君) 日本側の政府としての要

望は、外務省から法務省にも照会がございまして、法務省はそれに対して合意をしておりますが、御指摘のような点については全く要望の中に入つておりません。これは法務省も確認していることでございまして。

○松岡徹君 いや、じゃよつと、そんならどういふふうにはこれは理解したらよろしいですか。今言つたように、政府に、アメリカからの報告書の文章で、今も申し上げましたけども、個人情報保護法がアメリカを出国する時点で消去されるべきであるという日本側の、日本国政府の立場も十分理解すると答えていふんです。それ以前にも日本政府は様々な形で要望を出しているし、外務省の先ほどの答弁であれば、事務的なことも含めてそういう議論がされたはずだと、されたんではないかということが推測されるということなんです。全くしてないということはどういうことですか。正式な要望をしたかどうかでは、別に、このアメリカ側の報告書はどういうふうには理解すればいいんですか。

○副大臣(河野太郎君) アメリカ側の報告書は日本政府の同意を得て書いているわけではございませんで、アメリカ側がどういふ意図で書いたかという正確なところは知るすべもございませんで、日本政府がアメリカ政府に対して要求をしたのは、取得した個人情報保護法を管理してくれというところでございまして。指紋を出国時に消去せよといったような要求を日本政府として出したことはございませんで。

○松岡徹君 ちよつと、九月の総裁選挙に立候補されるという方が、ちよつと失望しましたけども、もうちよつと、河野副大臣はその時点でこんなのは余り知識としては知らなかったかも知れませんけれども、私たちもこういう情報ばかり知らなかったものですから、河野大臣がそこまで断定的におっしゃるんですから、ああそうかなと思ひましたけれども。しかし、こういうことが出てくると、確かに日本政府と合意の上で報告書なんか書きませんよ。少なくともアメリカ政府は、日

本の意向を、これまでのやり取りの話を聞いた上で、その件については理解できるという、まで書いてあるんですよ。少なくともやり取りの中でそんなことが組上につたというふうには私は憶測するんです。それが日米で合意したかどうかということを知りたいんです。だから、少なくともそんなやり取りがあつたというふうには思ふんですけれども、どうですか。

○国務大臣(杉浦正健君) 法務省の立場は、外務省が交渉するのに対してこういうことを政府として提案したい、関連官庁として意見を求められたのに対して、異存はないとお答えしております。お答えした内容について、ここにアメリカが書いておるような内容はなかったと、厳格に管理してほしいという趣旨の政府提案をするについて法務省としては異存はないという回答を申し上げていふわけで、あとはですから外務省が交渉する中でどういふやり取りがあつたか、そこまでは私ども存じ上げる立場じゃございませんで。

先ほど石川局長がおっしゃつたように、話合いの中で出た可能性があるようなことを衆議院の法務委員会でも答弁がございましたが、そのやり取りの一部をアメリカが記載したのではないかと、推測、推測です、する以外に確認のしようがないと、正直言つて、そういうところでございまして。

○松岡徹君 そうしたら、私はこう理解するんですよ。外務省が正しくそんな議論の事前のやり取りを法務省に伝えなかつた、そしてあいまいな情報の下で法務省はこの法案を考えたということになるんじゃないですか。外務省はちゃんと伝えただけですか。

○政府参考人(石川薫君) お答え申し上げます。この日米規制改革イニシアティブにおける要望に関しましては、様々な協議の場があつたのではないかとただいま大臣からも御答弁ございましたが、この会合のほかに、通常業務の一環として、アメリカにございまして我が方の大使館や東京にございましてアメリカ大使館を通じて公式、非公公式の意見交換等、様々なやり取りが行われており

ます。大変恐縮でございまして、私どももいたしましては、そういう場において先ほどのような話が出たのではないかと、かように思われる次第でございまして。

要望書につきましては、もとより各省に合ひ議を図らしていただいていると、こういう状況でございまして。

○松岡徹君 そうしたら、外務省は、そういう必要するに保有期間とかいうことも含めてどんな議論がされたのか。公式、非公公式も含めてあつたでしょう。そのことは私たちは否定するわけではありませんで。しかし、この今回の法案改正の大事な論点の一つである生体情報の管理、保有の問題のところではどんな議論がされたのか、当然我々もそれが大事な点だと思つて質問をしているんです。七十年、八十年保管する、この根拠は何なのか。当然、そのやり取りの中でこんな議論があれば、日本はその時点で、やはり犯罪該当事者に当たらない人々たちについては出国の時点で消去すべきだという考え方に立つたこと、あるいはそういう考え方もあるということなんです。そのやり取りがアメリカとのU・S・V・I・S・I・Tのシステム導入に関して日米両政府でいふような公式、非公公式の中でも議論の論点の一つに挙がつていふと、そのことが正しく法務省に伝えてなかつた。その正しくない不十分な情報で法務省は法案作成に掛かつたということですか。それなら、もとよりこの法案は非常にいいまいな、不十分な情報に基づく法案改正になつていふことを証明することになるんじゃないですか。

○副大臣(河野太郎君) 政府の立場はあくまでも厳格に情報を管理せよということでありまして、そこからずれてはおりませんで。交渉の場でだれが何を言つたか知りませんで、政府の立場としては一遍も変わったことはございませんで。

○松岡徹君 そんな無責任な答弁がありますか。そんな無責任な答弁、それなら何のための日米両政府の、事前のそういう事務方の、あるいは政府の事務方の協議なんですか。何の調整なんです

か。そのやり取り、問題点をしっかりと日本政府は受け止めて、日本政府が言うべきことは言うて、そこでの結論とかどういう経過になったのかということ、初めてですよ、初めて日本政府としては受け止めるべきじゃないんですか。

そんな河野副大臣の答弁、それは無責任じゃないですか。改めておっしゃってください。

○副大臣(河野太郎君) 日本政府の取得した個人情報に関する立場は、あくまでもそれを厳格に管理するようにアメリカ政府に求めたわけであり。我々が日本国内で同じようなことを行う場合には我々としても厳格に個人情報管理する、この政府の立場は一遍も揺るいだことはございません。

○松岡徹君 私は、アメリカがU・S・V・I・S・I・Tを導入したときに、ブラジルで、アメリカ人がブラジルに入国したときに取られたと、それも極めて報復的にね。ブラジルの人がアメリカへ、要するにアメリカへ海外の人が行くときは取られるんです。そうしたらブラジルの政府は、逆に、そんなブラジル人を犯罪者のように扱うというか見られるというのが嫌で、どうかは知りませんが、逆に今度はアメリカ人がブラジルに入るときアメリカ人の指紋を取ったということがあったと。

これ、やっぱり私は河野大臣、保管、管理を正しく適切にやるということは大事なことで、と思う。センシティブな情報でありますからね。だからこそ保有期間も含めて、あるいは利用目的も含めてしっかりとしないてはならない。

その論点の一つに、やはりなぜ犯罪対象者、対象外になった人とはなぜ指紋消去しないのかという議論がまたこれできてないです。河野副大臣がリーダーとか、がありますけど、そういうふうについてしまつと、今現在入国の段階で、出国の段階で犯罪該当者に当たっていないとしても、七十年も八十年も保管すると、この人たちはこれから犯罪を犯す可能性があるというふうに見るんですね。すなわち、日本の国に入ってくる人たちはすべて犯罪予備群として日本政府は見てしまふこと

になつてしまふんです。それが一つの心理的に危惧する点だということ。事前には日本政府はU・S・V・I・S・I・Tのところでもアメリカ政府に意見として述べているし、あるいはパブリックコメントでもそういう声が上がつてきているということは聞いています。その不安に対してどうしたえるのかということ、当然、この関係を整備するときに説明しなくてはならないし、明らかにしていかなければならないと思ふんです。

だから、利用目的をはっきりするべきだし、それ以外のことは使わないということ、本人に明示していくとか説明するという方法を用いるべきではないですかということ、を前回ずつと質問してきただけです。

ですから、この問題でずつと時間を取るわけにいきませんが、私はそういう思いがあります。七十年も八十年も保管するということについては非常におかしな点があるということ、一つは指摘しておきたいというふうに思います。

同時に、日本政府とアメリカ政府との間でやり取りされたことは極めて健全な問題意識で議論されてきているというふうには思っています。決して秘密で不正なことをやっているとはいえないかというふうなことを言っているんじゃないんです。この事前のやり取りは非常に健全な問題意識で議論をやり取りされたはずですから、問題はそれの処理をどうしたのかということ、私たちは聞きたいんです。それが残念ながら答ええていただきませんでしたけれども、次に行きたいと思ひます。

この制度で問題になつておりましたアクセンチュアという会社が、これにかかわる業務の関係するところを入札をしています。そこで、平成十六年三月二十日の改定版の情報システムに係る政府調達制度の見直し、そして、同じく十一月十二日改定の業務・システム最適化計画策定指針、いわゆるガイドラインの中の留意事項の規定、そういうことからすると、実はアクセンチュアが取得した、これまでに入札したといいますが、事業のところ、平成十六年に五千八百八十万で随意契

約によつて出入国管理システム刷新に係る調査分析業務というのを請け負つておる。そして、十七年度に出入国管理業務及び外国人登録証明書調査業務の業務・システム最適化計画策定業務というのを九千四百三十二万円で随意契約によりアクセンチュアが入札しているんです。

先ほど言いましたように、平成十六年三月二十日と十一月十二日、それぞれ改定版のガイドラインやあるいは見直しについてのその留意事項とか入札に関するところ、いいますと、なぜ競争入札にしなかったのか、なぜ随意契約なのか、この辺についてはどうなつていますか。

○副大臣(河野太郎君) 平成十六年度の刷新可能性調査のことだと思ひますが、これは三社で企画コンペをしてレガシーシステムをどのように改革をしていくかという企画コンペの上でアクセンチュアに発注をしたということでありました。

○松岡徹君 それではちよつと不十分なんです。要するに、情報システムに係る政府調達制度の見直しというのがありまして、そこにはライフサイクルコストベースによる価格評価というのがありまして、それに基づく一般競争入札を行うこととか、そういうふうな政府調達省連絡会議了承の下での文書があるんです。それからすると、なぜ随意契約になつたのか。

○副大臣(河野太郎君) 平成十六年の刷新可能性調査でございしますが、これはレガシーシステムをどのように改革をしていくか、御指摘ありましたように、政府がこれまで調達してきたコンピューターシステムというのは、ある面、そのベンダーから離れられないようなシステムになつてしまつた。ソフトウェアが変更できないようなものであつたことが多々ございしましたので、法務省のシステムにおいてもこのレガシーシステムからいかに脱却するかということが課題であつたわけでございます。

この平成十六年度に行いました刷新可能性調査というのは、いかにレガシーから新しいオープンシステムに移行するかという調査研究でございま

す。調査研究でございしますので一般競争入札の縛りはございせんが、その中でも三社に企画を出していただいて、コンペの結果、アクセンチュアに発注することになつたわけでございます。

○松岡徹君 レガシーシステムとか、そのことを言つてゐるんじゃないんです。なぜアクセンチュアが随意契約でこの事業を契約になつたのか、本来ならば一般競争入札にすべきではないですかということ、を言つてゐるんです。その根拠に、先ほど言いましたように、それぞれの改定版、平成十六年三月三十日の情報システムに係る政府調達制度の見直しについての事項でありますとか、そういったことからすると、随意契約ではなく入札という方法でやるべきではないですかということなんです。

○副大臣(河野太郎君) 情報システムそのものの調達ということでありまして、おっしゃるとおり、一般競争入札にしなければいけないわけですが、いいます、この平成十六年に行いましたのは、どうやって今のレガシーシステムから新しいシステムに移行するかという調査研究でございまして、機械を調達するということではございせん。その調査研究でございまして、これは一般競争入札の縛りはないわけですが、これは、その中でも三社にどういふ調査にするのかという企画を提出させて、そのコンペの結果、アクセンチュアが優れているということで発注をしたわけでございます。

○松岡徹君 その後、アクセンチュアが平成十七年の九月に十百万円でこれまた事業を入札しています。そのときの、政府が、十百万は適切かどうかという問題があります。この問題では、それぞれいろいろな、公取も含めて過去に、特にこの情報にかかわる事業について低価格競争という、低価格で落とすところが結構あるんですね。要するに、情報技術の独占というのがありまして、特に情報システムに関しては国内大手の四社がITゼネコンと言われて、それぞれ公取からいろいろな注意をされている。不正な低価格競争という、低

価格で入札することが公正取引委員会から指摘を受けていることがあるんです。

そういう意味でいうと、アクセンチュアが十万円という低価格で落札したこの事業は適正かどうかということは、当然、衆議院の法務委員会でも議論がありました。そのときに、法務省の方は、今回の公正であるという理由に、その契約業者、アクセンチュアですね、十万円が本当にこれは仕事ができるのかというのを点検して、履行の可否を決めるときに、この契約業者は、①、海外機関での生体情報認証技術を利用したシステムの設計、開発、プロジェクト管理を行った際の成果及びノウハウを活用し、そして必要な最小限のカスタマイズで作業を履行することが可能なことと書いてあるんですね。すなわち、アクセンチュアは、日本がやるべき事業についてはもうノウハウをみんな知っている、それは海外の機関でそういう情報の仕事をやっているんだと、だから、もうノウハウ持っているから、改めてゼロからではないですから十分行けるといふ理由なんです。

その海外の機関というのはどこかといえればアメリカだと。それはアメリカしかやってないからですね。いうところのUS-VISITなんです。これを実は、アクセンチュアは十年間で一兆円という額でこの仕事を請け負っている。このアクセンチュアが、実はこの日本の仕事を十万円で落札している。そして、その十万円は適正かどうかというたら、日本政府は海外機関でそういうノウハウをもっている会社だから十万円で行けるだろうと言っています。

これはまだ本事業ではありません、調査段階の仕事ばかりでありますからね、そうなんです。今までの随意契約、そして十万円の落札、これが本当に正しいのかどうかというふうに思っています。これ正しいと思われま。

○副大臣(河野太郎君) アクセンチュアの入札は確かに低価格入札でございますので、法務省といたしましてそれが適正なのかどうかという調査を行っております。その結果、調達制度の見直し

の趣旨にのっとり定めたガイドラインに基づいて、低入札価格調査制度の活用、その調査結果等の公表等を行っておりますが、適正であるというふうに判断をしております。

ちなみに、アクセンチュアが落札した価格は十万円でございますが、その次に低い入札価格が三十九万八千円ということでございます。これは次世代出入国に関するプロトタイプシステムに関することでございますので、これについては、日本のこういうことを請け負っているよということが対外的にいろいろ営業活動をする際にも役に立つ、そういう判断をされた企業が、一千万円という低価格にもかかわらず、かなり安い価格でこれを取りたいという姿勢で入札に臨んでいることは事実だと思えます。

○松岡徹君 この辺の危険性を言うておきますけれども、過去にも、例えば電子納税申告システムについてNTTデータがこれは入札したんです。そのとき、当初の初年度の予算、実験事業は、予算は五億五千万です。それをNTTデータは一万円で落札している。一万円で。それ以後はずっと上がって、その後にはこの開発が基で六十一億を落札する、四回目のリースで二億七千万。このように上がってほかにあるんですよ。アクセンチュアもそういうような傾向になっているんじゃないですかと、そういう危険性はないですかという思いで質問をしているんです。まあ、もう時間もありませんので、その辺の疑問を指摘をしておきたいというふうに思っています。

同時に、アクセンチュアというのはアメリカのUS-VISITを請け負っている会社であります。私たちの、国内の、日本の国民の生命、安全を守るセンシティブな情報でありますから、そのためのシステムでありますから、その情報を海外の企業にゆだねていいのか。まだ本事業はアクセンチュアへ行っているわけじゃないですよ、ゆだねてしまおうということがいいのかどうかということが私は大変心配なんです。それは当然アメリカでも、アクセンチュアがそ

の契約を受けるときにアメリカの連邦議会でも議論になっていきます。なぜなら、アクセンチュアはバミューダというところに本社を置いているんですね。要するに、脱税ではないけれども、法人税掛からないところですから、支店だけをアメリカに置いてある。それが十年間で一兆円の金をやっている。しかも、やる仕事というのはそれぞれ、アメリカの国民の生体情報とか、海外のセンシティブ情報を扱うところなんです。

これ、もしデータが流出するとか、万々万が一にも流出すればどうなるのかということを考えると、そういった海外企業にこのような大事な仕事という内容が本当に落札しているのかどうかということが議論になっているんです。日本も私はそういう心配が当然あると思います。アクセンチュアは、今でもバミューダに本社を置く会社です。海外企業に私たちの国民の大事なセンシティブな情報、生体情報を預けて管理させて本当にいいのかどうか、それで責任ある日本の法務省としての態度と云えるのかどうか。ただ、今アクセンチュアが本体を請けたわけではないですから、そこまでは言えないと思います。思いますけれども、その辺の状況はありますから、心配だから、この十万円という低価格の入札はどうも、どうなんですかという気がするということを指摘だけしておきたい。

そして、最後にだけちょっと答えていたんですが、いんですが、この間の参考人の意見でもありましたけれども、日本はこういったやり方をする場合、センシティブ情報が流出した場合、安全のために管理をきちっとすると言っていますけれども、しかし、きちっとすると言っても、情報技術というのはこれからますますどういうふうな発展していくかわかりません。そういう意味では、流出した場合のリスク評価、あるいは影響評価というのはされているのかどうか、する気があるのかどうかということを聞かせていただきたいのと、同時に、この情報を海外にも提供する、あるいは外国にも提供するということがあります。私は、

その提供する場合の範囲とか、あるいはその情報が、提供する場合に、少なくともこういうふうに使ってはならないとか、あるいはここまでするか、そういう国内の提出する際の法整備といいますが、そういう制度整備というものをしようと思われているのか、考えておられるのか、それを最後にお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(杉浦正健君) 先生のおっしゃるとおり、外国人入国者からちようだいする個人情報情報は大変重要な個人情報でございますから、当然のことながら、その悪用ですとか外部漏えいを防止するために万全の措置をとらなければいけないということは当然でございます。

具体的には、民間セクターで導入されている情報管理システムを参考にしながら、電子データの暗号化ですとかアクセス権限の限定といった情報セキュリティの方策を徹底いたします。また、制度の導入に先立ちまして、参考人質疑の中でも触れられておりましたプライバシー影響評価などの監査手法を取り入れることも検討いたしまして、詳細なリスク分析や評価、影響分析を行うこととしたいというふうに考えております。

外国へ提供する場合は、これは行政機関の個人情報保護法第八条、具体的には第八条第一項ですが、の規定によりまして、法令に基づく場合として行うこととなります。例えば、入管法第六十一条の九の規定に基づきまして、個人情報情報を外国入管当局に対し提供することは可能でございます。例えば、特定の外国人がテロリストであることが明らかになったような場合に、その者から上陸審査時に提供された指紋情報をテロ対策における国際協力の観点から外国入国管理当局に提供することはあり得ると思えます。

しかし、法務省が保有する個人情報情報の外国への提供につきましては、今申しましたとおり、行政機関個人情報保護法に基づいて適正に行われることとなりますので、そのための特に法整備が必要であるとは考えておりません。

○松岡徹君 終わります。

○千葉景子君 今、松岡同僚の議員からも質問がございました。先般、成田に視察もさせていただきました。今試験的に運用している機器のところにすべてアクセンチュアという名前がしっかり記載がされておりました。おお、なるほどと感じたところでもございます。これからその問題についてはまた適正な、本当に導入がされるのかどうか、そういうことを検証していかなければいけないというふうな思っているところでもございますので、それはまたやらせていただきたいと思います。

さて、私は先般、退去強制手続を中心にして質問をさせていただきました。特に、法務大臣の認定による退去強制というのが、非常に要件もあいまい、漠然としていると同時に、それに対する言わば適正手続というのはいかがでしょうか、告知、聴聞の機会あるいは異議を申し出るような、そういう機会がきちっと本当に備えられているのか、その辺に大変疑問を感じた次第でもございます。是非、そこは退去強制手続の中でいうことではありますけれども、きちっとした告知、聴聞、適正手続が十分に担保されるように実際の運用をしていただきたいというふうには思っております。

そこで、ちょっと関連して、残っていた問題がございまして、お聞きをしたいというふうな思うんですけれども、いわゆる退去強制をさせられた場合でも、退去強制事由などによりまして、再上陸拒否期間というのが何段階かで決められております。出国命令により出国させられると一年、過去一回だけ退去強制されたことがある場合には五年、過去二回以上退去強制をされたことがあると十年というところで、これ入管法に規定がされているわけですが、この再上陸拒否期間が経過をいたしました、それは全く言わば一般の外国人、普通にまた入国をしてくる外国人と同じ立場になると言ってしまうんだというふうには私は思いません。

そういうことを考えますと、この再上陸拒否期間がもう過ぎたと、そういう外国人については、

言わば照会すべきブラックリストというんでしょうか、そういうものから外すというのか、もう一般の外国人扱いということにすべきではないかというふうな思いますが、その点についてはどういう扱いがされるのでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、上陸拒否の期間につきましては様々な種類がございますけれども、上陸の審査の際に審査すべき事項といたしましては、上陸拒否事由に該当いたしますれば、これは当然上陸を拒否するわけでございますが、そのほかに、入管法の七条の規定によりまして申請する在留資格について、我が国に入つてどんな活動をするかというその申請をいたいただくわけですが、その申請、活動内容に虚偽があるかどうかということについて、これは審査の対象でございます。例えば、本当は不法就労の目的であるのに、これを隠して旅行に來ましたというようなケースもあるわけでございます。こういうケースにつきましては、当然、その目的に疑義があるということで上陸を認めないということもあり得るわけでございます。

今御指摘のとおり、上陸拒否期間を経過した者でありまして、過去に退去強制の前歴があるということになりますと、今回の来日においても同じようなことをまたするのではないかとという観点から、慎重な調査、上陸審査をする必要があるわけでございます。そういう場合に備えまして、上陸拒否期間を経過した者の情報についても照合できるような形にしていきたいと考えております。

○千葉景子君 確かに、入国の目的ですね、そういうものを審査をするということは私も分かりますけれども、ただ、そうなりますと、この上陸拒否期間が過ぎて言わば問題が解消された。そのためにこの上陸拒否期間というのをつくって、それ以上はもう無罪、無罪放免というのをおかしですけれども、そういう扱いをしようというこ

とですから、それにもかかわらず、ずっとその情報ブラックリストのような形で延々と継続をしていくというのは、私はちょっとやっぱ問題があるのではないかなというふうに思います。ちよつとその点については、そういう扱いなんだということをお聞かせをいただきまして、今後、取扱いについても一度よく私も御要請を申し上げていきたいというふうに思っております。

次に、難民認定との関係でございます。

法的に、理屈から言いますと、難民認定を既に受けているという場合でも更にテロリストという形で法務大臣の認定を受けるという可能性というのは、理屈の上ではあるということになるのでしょうか。その点についてはどう考えたらよろしいのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) お答えいたします。

難民認定を受けている者でございまして、テロリストの要件に該当するということがある者についてはテロリストとしての認定がなされることになるわけでございまして、この認定がなされま

民の置かれている立場、そういうものを十分に考えた取扱いをすべきだというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) 委員御指摘のとおり、難民につきましては、これを庇護すべき責任が当然あるというふうにも考えております。極めて例外的に、これは難民条約にも規定がございまして、事後的に特別の問題を起したような人については、これは難民としての保護の対象から外れるという規定もございまして、現行の入管法におきましても、難民認定を受けていながら、難民条約の第一条の第F項というのがございまして、これに当たるような事情があった場合には難民認定を取り消すという規定もございまして、こういったようなケースに該当する場合を除けば、通常は、難民として認定された方でございますので、テロリストというような形になることは少ないのではないかなというふうに思っております。

私も、難民の制度の趣旨を十分わきまをえまして運用してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 是非そうしていただきたいというふうに思います。

特に、やはり難民として日本に來る場合に、その出国してきた国の政府との対立関係等がやっぱ大変厳しいというときもあるわけですので、難民として認定したと、そしてその後またその出国してきた政府からあれはおかしなやつだというような情報が來たというふうなことで、安易に難民認定を取り消したりあるいはテロリストとしての認定などを行うようなことがないよう、慎重な取扱いを是非しっかりと銘記しておいていただきたいというふうに思います。

それでは、ちよつと自動化ゲートについてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

その理由とか効果ということにつきましては先般の質疑でもありましたので重ねてはお聞きをいたしません。ただ、この自動化ゲート、利便性というところで選択をするということになりますけれども、

ども、やっぱりこれ、自動化ゲートを利用しないという人も当然いるわけですね。じゃ、利用しない人は不便でいいんだということはいかがかと思うわけです。

そういう意味では、自動化ゲートを利用しない場合でも、やっぱり今非常に待ち時間も長いようなこともあります。そういうことを解消するためのやっぱり利便性を上げていく努力が一方では必要だというふうに思うのですけれども、現在どのぐらいの出入国ゲートでの通過時間、おおよそ掛かっているのでしょうか。今後どういうやっぱり努力あるいは対処をして、これをより一層利便性を高めていくと、自動化ゲートを使わなくてもやっぱり安心して利便を得ることができるといふようにしていこうとされているんでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(三浦正晴君) 私ども入管の立場といたしましては、問題のある外国人が上陸しないということ、きちっとチェックをすると同様に、ごく普通の方、外国人の方にはたくさん日本に気分良く来ていただきたいということでありまして、そのためには玄関先であります入国審査のところでは不快感を覚えていただくようなことがあってはいけませんので、それにはまず待ち時間を短くするということがこれは大事なことであり、思っております。

現在、この短縮に努めておりまして、どんなに時間が掛かっても一つの飛行機で来られた方の一番最後に並んだ方でも二十分以内には審査が終わるようというところで努力をしておるところでございます。主な空港につきましては、ほぼこの時間を今満たしている状況にあるわけでございまして、引き続き努力をしたいと思っております。これにつきましては、いろんな方法を講じておるわけでございますけれども、一つには、並んで審査を受けていただく場合に、何かちょっと問題があるような方についてはその場で審査をするのではなくて、別室に行っていたらいいので別の係官が事情をいろいろ聞いて、その後と並んだ方

については審査官が順次スムーズに審査をするという、これは二次的審査と呼んでおりますが、こういった制度も導入をしておるところでございまして。今後とも努力を重ねてまいりたいと思っております。

それで、今、委員御指摘ございましたが、自動化ゲートの導入によりまして、中には自分はこの制度を利用したくないという方も当然おられると思います。これは、あくまで利便性のみを考えて、簡便な手続で出国入国ができるということで取り入れる制度でございまして、御本人が希望しなければ当然これは利用されないわけでございします。ただ、そういう方に対して、利用者にとって負担が余計掛かると、時間的にということではこれはうまくないわけでございします。いろいろな制度を組み合わせていきたいというふうには思っております。

現在、韓国、台湾との間で、プレクリアランス、事前審査の制度というものを行っております。これは我が国の入管の職員を韓国や台湾に派遣いたしました。日本向けの航空機の外国人の客さんについてあらかじめ事前の、審査ではございせんが、その確認を行います。そうしますと、日本に到着した際にごく簡単な手続で上陸手続が終わるということでございます。これで円滑な、かつ厳格な審査の実現を図っておるわけでございします。

こういうものが広がっていきますと、自動化ゲートを利用されない方についてもかなりスムーズな入国手続が可能になりますし、一方で、自動化ゲートを利用される方が増えれば増えるほど、その分の余力の入国審査官につきましてゲートを利用されないところのブースの審査に充てることができまして、これもまた合理化ができ、利便性の向上が期待できるものというふうに考えておるところでございします。

○千葉景子君 この自動化ゲートなんですけれども、確かに利便性が高まるということは分かりま

ただ、これまでの質疑でも分かりますように、これ利便性の方はいいのですけれども、これによつて得られる個人情報などがやはり犯罪捜査等にも提供されていくことは当然予測されているところなんです。そうなりますと、やっぱりこれ利便だということを強調すること、もそれは大事ですけれども、やっぱり、これを登録することによつて犯罪捜査等に個人情報を利用される、こういうことはきちっと明確にしておくべきなのではないかというふうに思っています。便利だから自動化ゲートの方を使いなさい、登録をしなさいと言っただけでは、私は本当の意味で自己情報のコントロール権というものが十分に周知をされないというか徹底されないということになるのではないかとこのように思っています。大臣、どうですか、この自動化ゲート、メリットも多いいんですけれども、こういう情報の利用があり得るんだぞということをきちっと何らかの形で明記をする、明示をするということが必要だと思っております。その辺はどう取扱いをなさいますでしょうか。

○国務大臣(杉浦正健君) もう委員御指摘のとおり、自動化ゲート利用者から提供を受けた個人情報、行政機関個人情報保護法に基づきまして例外的に他の行政機関に提供することがあり得る旨の、その旨を利用者に説明しなさいいけないと思います。自動化ゲートの制度の趣旨についても国民に正確に広報することが必要だと思っております。改正案が成立した暁には、こうした説明や広報を、公布から施行まで一年半を予定しておりますので、以内、十分行つてまいりたいというふうには思っております。

○千葉景子君 これは自動化ゲートを利用するということになりますと、カード式というのか、どういう形になるか分かりませんが、やっぱりそこに、その情報の利用ということがあるということ、そこをやっぱりきちっと明示するなりしておくことが必要だというふうに思います。それでなければ、やっぱりなかなか一般に自己情報がどう

いうところに流れていくのかというのは分からないわけですので、そこは徹底してきちっとしたい。だいたいというふうには思っております。この個人情報なんですけれども、一体これほどのくらい保有していますか、されていくの、どうか。それから、いったんこれは提供を、登録をするけれども、やっぱり、いや、もう結構だと、私はもう自分の情報は自分でまた取り戻したいというふうなことが当然あるだろうというふうな思い。この取消しといいますか撤回のいうなことをどういう形で行えるのか。それから、それを抹消した、もうその情報は抹消しましたよというふうなことはどうやって確認をすることができの、どううかと。やっぱりこれが一番自己情報のコントロールにとつて大事なところですので、その辺のちよつと手続といいますか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(三浦正晴君) お答えいたします。自動化ゲートはあくまで利用される方の利便のための制度でございまして、これを利用するためには申込みのときに個人情報登録をいたいただくことになるわけでございまして、その登録をしたときから御本人が利用をもうやめるというふうな意思を表明したときまでの期間の保有ということになるわけでございします。つまり、保有期間は、自動化ゲートの利用によつて利便性を受ける立場にある利用者、利用希望者の意思に懸かっているということでございます。

では、実際にどう利用しないという意思を表明された場合にどういう手続を行うかということでございますが、具体的な手続につきましては今後詰めて検討を行う予定でございしますが、登録者から利用をやめたいという申出があった場合には、その時点で既に利用目的がなくなっているわけでございします。これを行政機関が保有することは許されないわけでありますので、当然、この識別情報は抹消いたします。

また、御本人から連絡がないようなケースも想定されます。例えば、旅券が五年とか十年の有効

期間がございしますが、御本人の旅券の有効期間というのは我々も分かりますので、これが有効期間が切れても全然御本人から連絡もない、どうも新しい旅券も取得した様子もないということになりますと、これいつまでも指紋等の情報を我々が保有しておくのは非常に問題でございしますので、そういうケースにつきましては申出がなくても情報を抹消するというような制度も考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、抹消したことについて本人にどのように連絡をするかという御質問でございすけれども、今申し上げましたような抹消がなされた場合につきましては、御本人にその旨を文書で通知するということなどを今検討しているところでございす。

○千葉景子君　そこはきちつと分かるようにしていただきたいと思ひます。

ちよつと時間がもうだんだんなくなつてまいりました。本来であれば、これ質疑をさせていただけばいたくほどうんなまた新たな疑問とか問題点とか、それから調達にかかわる少し、大変懸念されるような背景とか、そういうものも見え隠れしてまいりまして、これで質疑終つて本当にいいんだらうかということはあるすけれども、時間でもございすので、ちよつと最後に総論的なことをお聞かせをいただきたいというふうに思つております。

実は、先ほどもありましたように、元の入管局長が本当にこういう法律が必要なんだらうかという大変厳しい御指摘をされていす。その中でも、我が国が一体これから目指すのはどういふ社会なのか。やつぱり、私も思ひますけれども、外国の皆さんとの共生できる社会、こういうことだといふふうに思つております。しかも、やつぱり社会経済的にもそういう社会をつくるのが日本の新たな活性化といひますか活力にも逆になつていくんだらうと、こういうことが言えるだらうといふふうに思ひますし、それから、この間からこれも話がございすように、観光立国行動計画と

いうことで、できるだけやつぱり日本の良いところを多くの皆さんに楽しんでいただくこと、こういうことも進めていると、こういう状況でございす。なかなかこれは、どうも掛け声は掛けれども余り進捗が芳しくないようでもございすけれども、やつぱりそういう開かれた社会をつくつていこうということだと思ひます。

確かにテロの防止とか安全な社会ということも、これはだれも否定するものではございません。ただ、そこをやつぱり余りにも狭めて、あるいは外国人と見るとテロリストとか、外国人と見るとしつかり管理監督をしなければという、そういう発想の方がどんどん強まつていきましたと、やつぱり本来目指すべき社会、あるいは観光立国というやうなところに大きな弊害、あるいは阻害要因に私はなつていくのではないかとこのうふうに思ひます。

そういう意味で、確かにこの法律、一応審議はほとんどこれで終わるやうな形になりますけれども、是非、指紋の採取とか個人情報取得、こういうことも、この法律が仮にできたとしても、もう一度十分に検討したり、あるいはあるべき姿を考えていくという姿勢が私は必要だといふふうに思つているところでございす。不法滞在者といふのも先進国とか近隣諸国に比べれば決して多いわけではありませんし、それが犯罪の温床になつていふというわけでも決してありません。日本がここまでするの基準としていふから、それ以外の人には不法滞在といふことになるだけであつて、何ら犯罪とかかわりないわけですから、そういうことも踏まえて、大臣として、今後どういふ姿勢でこの法律にも、それから観光立国日本の、社会のあるべき姿、そういうものに向かつて、どう大臣として対処をされていくおつもりかお聞かせをいただいて、終わりたいといふふうに思ひます。

○委員長（弘友和夫君）　簡潔に御答弁願ひます。
○国務大臣（杉浦正健君）　先生御指摘のように、外国との共存、共生は我が国の進むべき道だと思ひます。まあ外国人観光客、そのほかビジネススマンもそうですが、日本に来てほしい、そういう人が大部分だと思ひますが、そういう方々についてはより積極的に円滑な受入れを図つて、窓口も応対を丁寧にしてスピーディーに受入れをして喜んでいただけるという努力は積み重ねなきゃいけないと思ひます。

一方、国際的なテロリストの日本攻撃が考えられない事態ではございませんし、また外国人犯罪も減る傾向にはございません。つい数日前、何か新聞に出ていましたが、韓国から壁を破つて窃盗する集団がまた日本に入り始めた。そういう逮捕された連中がどうも日本はやりやすいと、ああいう組織的プロの犯罪集団にとつて、そんなことを言つていふやうな面も新聞に出ておりました。そういう面も数としてはわずかな数、全体とすればですね、だと思ひますけれども、しかし日本の社会に与えている影響もばかにできないわけでありまして、それはきちつと排除していかなきゃならないことだと思ひます。

今回の入管法改正は、テロの未然防止策、それから不法滞在の防止、外国人犯罪に対して資するといふやうな目的でやるわけでありすが、一面これをきちつとやらせていただくといふことは、もう大部分、大多数、ほとんどの日本に來られる方々はまともな方々だと思ひますが、そういう方々にとつても、日本はきちつとやつていふんだといふことを御理解いただくことでむしろ日本に安心して來られるよすがとなるんじゃないかとと思ひます。

本制度のこうした意義につきましては、先ほど申し上げましたが、積極的な広報、説明を行つてまいりたいと思つております。アジアを始め各国で、やつぱりアメリカ、日本、まあE.Uも検討しておるやうですけれども、やはり世界じゅうの国がやつぱり出入国をきちつと管理をして、そして国際的あるいはテロの犯罪を防止していくといふ姿勢が必要なんじゃないかといふふうにも思つておる次第であります。

いづれにいたしましても、我が国が進むべき道との関係で入国管理行政が適切に行われまして、外国人の方々がより積極的に日本に來ていただくやうにしてまいりたい、そういう気持ちに変わりはございません。

○木庭健太郎君　様々な議論がなされている本法案でございす。最後の質疑ではございすが、少し細かい点も含めて確認の意味でお尋ねしておきたいと思ひます。

第一点は、私たちが視察させていただいた自動化ゲートの件について幾つか伺つておきたいと思ひます。

自動化ゲート、これ利用を希望する場合どうなるのかという問題なんですけれども、在留外国人がその自動化ゲートの利用を登録するためにはどのような要件を満たす必要があるのか、まず当局に伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人（三浦正晴君）　御質問の点につきましては、改正案の九条の七項に規定が設けられておるわけですが、外国人が自動化ゲート利用の登録をするためには要件として三つを掲げてございす。

第一は、再入国許可を受けていること又は難民旅行証明書を所持していることという要件でございす。二つ目の要件といたしましては、事前に個人識別情報を提供して登録をするといふこと、それから第三として上陸拒否事由に該当してないこと、この三つの要件をクリアした外国人について登録が可能ということになつております。

○木庭健太郎君　これ日本人も当然利用可能なわけですが、法務省令で自動化ゲートの導入ということなんですけれども、この日本人の場合は登録するためには何か要件を規定することになるのかどうか、伺つておきます。

○政府参考人（三浦正晴君）　日本人につきましては、法務省令におきまして、一つ目の要件として有効な旅券を所持していること、それから二つ目の要件といたしまして事前に個人識別情報を提供

して登録をすると、この二点を要件として規定する予定でございます。

○木庭健太郎君　そうすると、これに在留外国人の場合と日本人の場合に差が出るわけですね。日本人だったら有効な旅券さえ所持していれば一応原則いいわけでございますが、こういう差別というようなことにはほしくないのか。これによつて、差別する合理的な理由、説明をいただいております。

○政府参考人(三浦正晴君)　日本人の場合は、出国、帰国の際の現在の審査におきましても、有効な旅券を所持しており、なおかつその旅券の名義人とここに在る本人が同一人であるということが確認できれば手続が済むわけでございますが、これに對しまして外国の方の場合は、仮に日本に正規に在留して再入国許可を取つていた方であっても、再び帰つてきて上陸の審査の際には上陸拒否事由の審査がございます。ここで上陸拒否事由がございまして上陸拒否の手続に入つてしまいますので、これは自動化ゲートを利用するには非常に困る事態になりますので、こういう外国人につきましましては上陸拒否事由に該当しないということの要件を設けているわけでございます。

○木庭健太郎君　それから次は、本国送還の問題でございますが、今回、本国送還の原則の緩和を行うことになっておりますが、その理由について河野副大臣から御答弁をいただいております。

○副大臣(河野太郎君)　現在の入管法におきましては、退去強制を受ける者は、その者が国籍を保持している、あるいは市民権を保持している、要するに本国に送還するのが原則というふうな法になつております。そのために、本人が本国以外へ送還されたい、そしてその国も受け入れることが可能だということがあつても、現状ではそれを行うことができません。

結局、そういうことから、その本人がなかなか収容場から出て送還されないということになっておりますので、今回はそこを緩和いたしまして、

本人が第三国への出国を希望し、なおかつその国が受入れを認めている場合には、その国への自費においての送還を認めることと思つております。

○木庭健太郎君　今ほば御説明がありました。自費出国が許可される場合のみ本国送還の原則を緩和するということの、もう一回、理由について局長から伺つておきたいと思つております。

○政府参考人(三浦正晴君)　つまるところ、言わば行政経済の観点からということにならうかと思つておりますけれども、本人が自主的に出国をする意思を有しない、なおかつ日本の国費で送還をするというふうな人に対して、第三国に送還することを認めることが適当かどうかというふうな問題もあらうかと思つております。現実にはそういう方については第三国への出国を希望するというケースはまずございませんで、要請もないということ、そういった理由から今回は自費出国、自らの意思で自分のお金で日本から出ていくという方に限定した制度にしたわけでございます。

○木庭健太郎君　次は、難民の件なんですけれども、先ほどもちよつと議論があつておりましたが、具体的にちよつとお聞きするならば、例えば本国においてはテロリストとされているという人がいたとします。この人が我が国で難民申請をした場合、こういう場合はどういう対応になるのかというのを伺つておきたいんです。

その者について、例えば自主的に審理されることなくテロリストとして退去強制の対象とされてしまふのであれば、これは人権上の問題でどうなのかという問題も発生するやうな気もするわけですが、こういう場合どういう対応になるのか、伺つておきたいと思つております。

○政府参考人(三浦正晴君)　難民の認定の申請があつた場合にございましては、今委員御指摘のとおり、本国の方でテロリストであるというやうな情報があつた者であつても、申請があつた以上、これは難民認定手続に従つて審査を行うことになりまふ。もちろん、その中でテロリストであるという

やうな情報があるとすれば、それはテロとして認定すべき人物かどうかということも一つ検討の対象にはなると思つておりますけれども、そのことのゆえをもつて難民該当性の判断を省略するというのか、しないということにはならないわけでございます。

○木庭健太郎君　その辺は是非丁寧な、ある意味ではこういつたケースが具体的に起きる可能性はあると思つておられます。やはり、その国にとつてみれば、そういうテロリストと認定するやうな人たちはある意味では難民になる可能性は極めて高いんであつて、その辺の關係というのは是非きちんとした形でやつていただきたいと、このように思つておられます。

それと、今度は情報提供の問題についてでございますが、我が国の国内法制上、これは国内の他の行政機関に対する情報提供については提供の制限の包括的枠組みがございまして、これはこれでいいんですけれども、じゃ、これ外国政府に対する情報提供についてはどういうふうな考えていくことになるのか、この点についても当局の見解を伺つておきたいと思つておられます。

○政府参考人(三浦正晴君)　行政機関が保有しております個人情報に関する法律に規定されては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が存在するわけでございます。これによつて包括的に規制がなされているわけでございます。

したがしまして、当然入管が保有することになる個人情報につきましてもこの法律に規定されております利用及び提供の制限、これは具体的に八条になるわけでございますが、この適用を受けるわけでございますので、その制限の範囲内においてのみ外国政府に対して提供ができるということになるわけでございます。

○木庭健太郎君　そうすると、行政機関の保有する個人情報に関する法律が提供制限の枠組みを規定しているということになりますと、この個人情報に関する外国政府への提供については具体的にどのやうな制限があるんでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君)　一つは、八条の第一項で、法令の規定に基づいて利用する場合には利用目的以外でも利用できるという規定がございまして、入管法には既に昨年の法改正で措置していただきましたが、外国の入管当局に対して入管行政に資する情報の提供をすることができるといふ規定が作られております。これが八条一項に言う法令の規定に該当するんだらうと思つておりますので、この入管法の情報提供可能規定の趣旨の範囲内であれば外国に情報の提供ができるだらうと思つております。

もちろん、これは外国の行政に資するということわけでございますので、我々が保有することとなる指紋情報等を一括、一律に外国に提供するなということはおおよそあり得ないことでございます。例えば今まで知られていなかったテロリストを発見して指紋を取得したということになりますと、これは国際的な關係で、やはりテロリストについては情報提供するのがいいだらうという判断になれば、その一つに限り提供するというやうなことは考えられると思つております。

○木庭健太郎君　これ、参考人からも御意見をお聞きしたときに様々な意見がございました。特に、この個人情報に関する管理体制については厳しい指摘もございましたし、特に指紋のやうに個人のプライバシーにかかわる情報は、一度これ漏えいしてしまうと本当に取り返しが付かないものだと思いますし、最近には特にウィニーの問題で例えば捜査情報が漏れた問題がございました。もうこんな問題は一度漏れてしまつたら本当に取り返しの付かない状況を現在生んでいるのは事実でございます。そういう意味では、こういうこれから新しく指紋を取つていくわけですね。この管理とか保管については本当にどう万全の準備をしていくのかという問題があると思つております。

その点について、管理、保管をどのやうに行つていくのか、副大臣に伺つておきたいし、もう私もどちらかというところ、この保管期間の問題についてはずっと同じことを繰り返して上げてきたわ

けでございしますが、ある意味では、やはりこういう個人にとつてもうある意味で取り返しが付かないような、それを生体情報として保管する、これはどう考えればいいのかという問題については常に問題意識も持っておりますし、これからこれを運用した中で、この期間というのをどう考えるかという問題については検討もしていかなければならないという副大臣のお答えがございました。

そういったことも含めた上で、この管理、保管をどのようにきちんと行っていくのかということについて副大臣から伺っておきたいと思っております。

○副大臣(河野太郎君) 指紋の保有期間につきましては、七、八十年といえますのは、これは論理的な最長期間でございします。七、八十年保有するということができないということをも一度繰り返し強調させていただきたいと思っております。

御指摘がありましたように、保有期間につきましては、しっかりと検討をして、必要のない期間は持たないということに、そこは明確にしたいというふうに思っております。

指紋を取りましてどのように保管をするかというところでございますが、御指摘のように、法務省は一度ウィニーで失敗もしております、そこは肝に銘じてしっかりとやりたいと思っておりますが、このシステムに関する端末の接続にしましてはすべて専用回線を利用することといたしまして、このシステム以外のものにはつながらない、もちろんインターネットにも接続することがない、そこはきちっと閉ざされたシステムにしたいというふうに思っております。

また、閉ざされたシステムではあります、しっかりとウイルスソフトを入れて、万が一にもウイルスの感染がないことにしたいと思っておりますし、このシステムに必要なソフトウェア以外のソフトウェアがそのシステムにロードされることができないような仕組みにしていこうというふうに考えております。

また、このシステムにアクセスをすることができる人間には明確にそのアクセス権限を与えま

し、そのアクセスについても、だれがどういう時間帯にどうアクセスをしたかということが後からきちっと解析ができる、そういうシステムをつくり上げてまいりたいというふうに思っております。

○木庭健太郎君 最後に大臣に。

先ほども長い答弁もありましたが、ともかくこの法律はこれからだと思ふんです。どう本当にきちんとした運用ができていくかということで、正に人権という問題、テロ対策という問題、この兼ね合いの中で、どう本当にこれがきちんと運用されるかがポイントになると思っております。そういった意味も含めて、この法律通れば、当然テロ対策、治安対策上で使われるわけであり、その一方で指紋を取られるという問題がこれから人権上の問題でどうなのかということも問われることになっていくと思ひます。

是非、その辺も含めて、この法の運用上についての大臣の決意を伺って、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(杉浦正健君) 私からも随時御答弁申しましたし、今、河野副大臣からもございましたが、この法律で、結果いたたく個人識別情報、非常に重要なものから、それが万が一にも外部に漏えいするだとか悪用されるということのないように万全の措置はとってまいります。

また、運用についても、運用開始後、もちろん適宜改善を加えまして、法の趣旨にのっとって適正な措置がとれるように努力をしてまいる所存でございします。

○木庭健太郎君 終わります。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

まず大臣にお尋ねをしたいと思ひます。前回の私の質問の最後に、永住許可を受けた方を含めて、定住外国人が家族で国外に旅行して再入国をするという例をちょっと挙げまして、誤認の可能性はありませんかとお尋ねをいたしました。私、その大臣の答弁の中で、法務省入管局の

文書にも出てくるeパスポート連携実証実験においての照合率、これは照合率が約九割、つまり一割程度はこれは誤認があるということをお御存じないという趣旨の答弁をされたことについて大変びっくりしたわけです。この対象のシステムを導入しようというときに、照合が正確に行われるのか、これは重大な問題であつて、これは各方面からも、マスメディアも含めて厳しく指摘をされているところだと思ふんです。

ここについての大臣の認識が一体どういう御認識で今いらっしゃるのか、それを前提に大臣は、再入国の場合については、ほぼ間違いなくヒットされないんじゃないでしょうか、そういう方はと御答弁されました。こんなことはあり得ないと思ひます。入国であるうが、あるいは再入国であるうが、これはシステム上これはねられるというところはあるんじゃないですか。大臣、お答えいただきたい。

○国務大臣(杉浦正健君) 入管局長の答弁を聞いてびっくりいたしました、一割も違つていとは何事であるかと聞いたわけなんです。その後、それは自動化ゲートを念頭に置いた実証実験、いろいろやつたその結果についての数字であつて、実験を繰り返した結果、もう一〇〇%きつとやれるようになっておりますというふうに言つておりました。具体的に入管局長、答弁してください。

○政府参考人(三浦正晴君) 先般の御質問の際に九割という数字の御指摘ございましたけれども、これを念頭に置きまして、自動化ゲートを実施することをお勧めいたしました。その結果そういう数字が出ておるわけでございますが、これはあくまでその時点における実証実験でございまして、いろいろな問題が出てくるであろうということを前提に行つた実験でございします。例えば指紋の登録の精度の問題等々もありましてこういう数字になつてきたわけでございますけれども、その後、そういう問題につきまして種々技術的に試作を重ねまし

て、先般、先週、成田空港の方に御視察をいただいたわけでございますが、その際の自動化ゲートの試作版につきましては大幅な改良が加えられているところでございます。利用の登録をしつかりされた方が本人認証を拒否されるというような例は発生していない状況でございます。

また、委員御懸念の要注人物と誤認されるおそれがあるのではないかと、こういうことでございしますけれども、仮にある外国人の入国者の方が指紋情報を提供した場合に類似の指紋というものが幾つか出る可能性はございます、非常に似た指紋の人がいる可能性はございます。こういう場合でありますとも、そのみをもつて、指紋がヒットしたからということのみをもつて上陸拒否に即するというのはございしません、そのほかに顔画像による照合というものもありますし、入国審査官のインタビュー等で本人に事情を聴くとか、もしそれではつきりしない場合には、特別審査官という者による口頭審査という手続もございします。

そういうものを総合いたしました上で、善良な外国人の方なのか、そうではない、上陸拒否事由には該当する人なのかということを判断するわけでございます。ですので、単なる指紋がきつとヒットしたからということとで国外に退去させるというふうなことはおおよそ考えられないわけでございます。

○仁比聡平君 確認をしますけれども、システムの上で、誤認というふうに私申し上げていますが、けれども、本人の生体情報とは違うものと対照されてしまつてはねられるというその可能性は残るわけでしょうか。あり得ないということですか。

○政府参考人(三浦正晴君) 先ほども御説明いたしましたように、例えば空港でさし指を……

○仁比聡平君 だから、システムの上ではあるんです。

○政府参考人(三浦正晴君) システムの上では類似指紋が幾つか複数出るといふことはあり得ます。

○仁比聡平君 ですから、間違いなくヒットされ

ないということではないということなんです。ヒットしたときにどういうふうにその適正さを保証するのかと、判断の適正さを保証するのかということが問題になるわけです。

私も、ブースで、入国ができなくてセカンダリールームに行く、あるいは口頭審理が行われるということはこれはあり得ることだと思います、これは現在の入管手続だってそうなのですから。だけれども、一律に特別永住者を除くすべての外国人の指紋の提供を求めて、その生体情報でまずチェックをするんだと。そうすると、従来の入管手続とは違った複雑な対応がその入国審査の時点で行われるということになるのではないかと。

そのときの入国許可を受けることができずに審査の手続にあるという、そういう外国人ですね、入国しようとする、再入国しようとする外国人のその法的な地位は一体どうなるのかということをやとつと尋ねをしたいと思います。

このときに通訳を求める方があれば、これは二十四時間体制で電話では最低通訳をすることができ体制を確保しておられるというのはこの間成田でもお伺いしたところですが、御本人が自分はそのチェックをされた対象者とは同一でないと、弁護士を呼んでほしいというふうにはアピールをした場合、このときにはこの対象者、入国しようとする外国人には弁護士を選任する権利というのは、これはあるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(三浦正晴君) いわゆる刑事手続とは若干異なる行政手続でございますので、弁護士の選任という言い方が妥当かどうかはあれですが、先ほど御説明いたしました、上陸審査の延長線上に口頭審理という手続がございます、これは特別審理官に対して自らが上陸をできる立場にあるんだということのアピールを本人からしてもらおうということになるわけですが、その規定の中に代理人を選任することができるといふことになってございます。もちろん、この代理人は弁護士さんでもいいわけでございますので、御本人が弁護士さんを選任して手続を進めてほしい

いというお申出があれば、当然弁護士さんに連絡を取るといふことになるわけでございます。

○仁比聡平君 法律上は代理人を選任することができるという規定ぶりでは僕はないと思うんですが、でも、現行入管法の十条三項ですね、「当該外国人又はその者の出頭させる代理人は、口頭審理に当つて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。」この規定のことをおっしゃっているんじゃない。局長、うなずいていらつしやいます。

そうすると、この規定によって代理人選任権、それから証拠の提出権、証人の尋問権があるということですね。

○政府参考人(三浦正晴君) そういうことでございます。

○仁比聡平君 ところが、この入国許可がまだ出ていないその外国人について本場にそうなっているんだらうかというのを、ちよつとよく分らないんですけれども、せんだつて成田に視察にお邪魔をしたときに上陸防止施設の担当の方からお伺いをし、また昨日もちよつと勉強させてもらつたんですけれども、弁護士を呼んでほしいというアピールがあつたときに、そのすべてについて弁護士ないしは弁護士会に連絡を取るといふことにはなつていなくて、協議を行つて、現場で、やらないうちにもあり得るといふ趣旨の勉強だつたと、説明だつたと思うわけです。あるいは、友人がゲートに迎えにきているから、この彼と連絡を取らせたいという要求があつたときには、これは原則としてさせておられません。ただ、領事、その方の国の領事館にこれ連絡してほしいというときは、これ領事条約があるのでこれは連絡をしておりますと、こういう御説明だつたと思うんですよ。

権利が、つまり弁護士を選任するという権利があるんだということであれば、これは認めなきゃいけない。これ制約しちゃいけないんじゃないですか。

○政府参考人(三浦正晴君) 例えば、外国の方で

すので、具体的に何という弁護士さんを頼みたいというようなことが分からない場合というのはなかなか連絡の方法は難しいのかもしれない。で、そういう場合には弁護士会にでも依頼することになるんだと思います。刑事手続の場合はいわゆる当番弁護士制度というのがあるわけでございますが、入管にはそういう制度がございませんので、そこら辺が一つは問題なのかなと思います。それと、入管といひましては、その上陸の手続上特に支障がない場合には、本人の希望する人との面会もこれは認めております。また、電話連絡につきましても、御本人が電話をしたいと、例えば携帯電話を持っている人がいれば、その携帯電話を使って電話を掛けることは全く自由でございますので、それを使つていただくことにしております。

ただ、委員先ほど、上陸手続の際のその上陸防止施設ですか、この中には公衆電話設置、実はしていないものですか、御本人が電話掛けたいと言つてもその場では掛けられないということがございます。それで、入管の電話を私人に使わせるということになりますと若干これも問題あるうかと思ひますので、保安上の支障がない状況を見計らつて、本人を公衆電話があるところまで担当者が連れていつてそこで電話をしてもらうといううな扱いはしておるといふふうに承知しておるわけでございます。

したがいまして、基本的に、保安上の支障があるかないかということを判断した上で本人の申出に対応しているのが現状でございます。

○仁比聡平君 今局長おっしゃつたように、保安上の支障があるかないかという、そういう考え方がその外部通信の制約の根拠として現実には機能しているわけですか。入管法を見ても、それに対する入国しようとする外国人のこの権利というのは法律事項にはつきりされているとは必ずしも言えないと私は思ふわけですね。

ところが、今度の一律指紋提供というのは、前回の議論にも御紹介をしましたけれども、例えば

我が国の国内に八十三万人登録をしていらつしやる、外国人登録法上の登録をしていらつしやるその外国人の方々も含めて、特別永住者以外はみんな対象になるわけです。ですから、再入国の許可を得て海外に出て帰宅しようとするというときに、誤認ないしいろんな事情で引掛かるということがあり得るわけですね。その方々に対して、今お話しのようなあいまいなことで私はいいかという問題意識を強く持っています。

入管としても、その問題意識が、これまで法改正提案について、つまり従来とはちよつと変わるんじゃないのかと、その問題意識があるのかどうか極めて疑問に思ひますけれども、問題点として指摘をしておきたい。

別の角度で、強制退去の手続についてお伺いをしたいと思います。

この強制退去、新たに導入しようという強制退去事由のテロリストのいわゆるおそれと言つておきますけれども、このおそれについて、前回局長から、おそれとは、望ましくない事実が生ずる可能性という意味であり、相当の理由があるというのは、社会通念上、客観的に見て合理的なふさわしい理由があるという意味であるという御答弁があつたんですけれども、これは、可能性あるいは社会通念上客観的に見て合理的なふさわしい理由、これ、当たり前のことを繰り返しているだけであつて、何の限定にもなつていないのではないのでしょうか。

少しお尋ねしたいんですが、現行法の強制退去手続の理由、いわゆる退去事由と呼ばれているものが、現行二十四条に限定列挙されていると思ひます。この現行法で列挙されている事由の中で、行為に及んでいないにもかかわらず、おそれがあるという認定で強制退去が命ぜられると、そういう事由がありますか。

○政府参考人(三浦正晴君) 委員の御指摘のような規定ぶりはございません。

○仁比聡平君 例えばオーバーステイでいいですと、在留期間を徒過しているかどうかというの

は、これは客観的に明らかでございませう。争われることがありますが不法就労の問題についても、そのような活動を、資格外活動を専ら行っているという明らかな認められるという認定という規定要件にならなければならない。そのような客観的な行為に出ずにおそれ認定するというのは、これは現行の強制退去手続にはないわけですね。そういう意味では、今回の政府案というのは、私は現行入管法の強制退去手続とは異質なものをここに持ち込むということになるのではないかと思います。それならば、局長の言う望ましくない事実が生ずる可能性という可能性でどんな限定がなされているのか。

元々、テロ規制法の犯罪というもののの中には、予備とかあるいは容易にする行為というのが入っているわけですね。ここに及ばないけれども、それをやるおそれがあるという者を対象にしようというわけでしょう。すると、行為も要らないけれども、例えば謀議も要らないと、そういうことですか。

○政府参考人（三浦正晴君） 謀議については、これは要件とは言えないと思いますけれども、行為という表現でお尋ねがあったわけでありませう。

これ非常に微妙だと思えますけれども、ある人物をテロリストに当てるかどうかという判断をする際には、その人物の当然行動というものをある程度把握できていないと認定はできないだろうと思っております。その場合の行動というのが、犯罪行為の執行行為に当たる行為が必要かどうかという意味においては、それは実行行為に当たる行為までは必要ない。しかしながら、実行行為につながるような、テロリストとしての、テロ行為への関連の行動を取ったということは、やはりこれは見ていくことになるだろうというふうに思います。

○仁比聡平君 そうはおっしゃるけれども、法律上の必要な要件ではないわけでしょう。ですから、謀議あるいは具体的な人間の行動として表れていなくても、おそれがあるという認定がされ得る

ということなんですね。

これは、例えば国連が作っているというブラックリストに挙げられている人物と同一かどうかの問題とはこれ別の問題だと思ふんです。当該その人物がそういう行為をするおそれがあるかどうかということを経た法務大臣が認定して強制退去の手続をしようというわけですから、だから、リストとの照合の問題とはこれ別の問題なんですね。

そういうときにこういう濫用の可能性があるという規定に私は警鐘を鳴らしたいと思ふんです。およそ民主主義の社会で、人間の人身の自由を奪って収容をする、まして国外退去をさせるという重大な人権制約を加えるには、それを不可欠ならしめる理由、そしてその適正な判断が求められると思ふます。その典型は刑事手続における令状主義だと思ふんです。

今回、皆さん三審制だからと、強制退去手続の行政強制制が、これが三審制だからとしきりにおっしゃるんですけども、元々、大臣が外務省や警察庁やその他と協議をした上でこの人物はテロリストのおそれがあると認定して収容令書を作った収容するわけですから、三審制だと言ふけれども、口頭審理だとか裁決だとかで、その認定がひっくり返るなんて考えられないじゃないですか、じゃありませんか。なのにもかかわらず、司法手続にはよらずに、憲法上、あるいは国際人権規約上の権利を奪うに足る、その行政強制としての適正手続というのを一体どういうふうに考えているのか。

これ処遇規則、収容者の処遇規則等の中では弁護人との面会権は一応規定をされていると思ふます。だけれども、これもまた収容場の保安上の理由によって制約されることがあり得るような規定ぶりになっていくんじゃないかと思ふんです。少なくとも、このような場面において弁護人の選任権、これをきっちり保障するというのは、これは絶対にやらなきゃいけないことじゃありませんか。その答弁だけはちゃんといただいて、時間参り

ましてこれ以上質問ができないのが本当に残念ですけれども、問題点多々含んでいる、審議極めて不十分だということを申し上げて、質問に答えさせていただきます。

○委員長（弘友和夫君） 時間が参っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（三浦正晴君） 弁護人の選任権という権利として考えるかどうかは別といたしまして、委員の御指摘の点は十分踏まえまして運用をしてみたいと思っております。

○亀井郁夫君 国民新党の亀井でございますが、先日は成田の方、見学させてもらいまして、ありがとうございました。大変な苦勞をなさっていることもよく分かったわけでございますけれども、二、三お尋ねしたいと思ふます。

今朝ほどの質問で、松岡委員からの質問で、特にUS-VISITの問題に触れられたんで、これは想定質問には書いておりませんでしたけれども、お尋ねしたいのは、当然この法案を作るに付いては、アメリカ力における状況等についてはよくよく調べた上でこれは作っておられるものだと思うんでございませう。

現在、出国時に、出国しますと、生体、証拠である指紋を消すんだということを言ってきたというところでございませう。現在、US-VISITでは、出国者については、入国では取るけれども、出国者については消去するんだということになっているのかどうかというところが一つ。

それからもう一つは、ブラジルがアメリカ力に対して対抗的措置として指紋を取りましたよね。今でも引き続きブラジルは取っているのか、アメリカ力に対しては、その辺の状況について教えていただきたいと思ふます。

○政府参考人（三浦正晴君） まず、第一点目の御質問でございませう。

米国のUS-VISITにおいて、外国人が出国をした時点でその者の指紋情報をどう扱っているかということでございますが、これにつきましては米国内からも明確な説明をいただけない状況で

ございませうので、この場所であらうふうになっているということはおそらくと私も申し上げることができないことを御容赦いただきたいと思ふます。

それから、ブラジルにつきましても、これ委員御指摘のとおり報復措置なんでしょうか、アメリカ力、米国の方についてブラジルに入国する際には指紋を採取するというところ、これは今でも実施されているというふうな承知しております。

○亀井郁夫君 今のお話で、アメリカから正確な情報が取れないというお話でございますけれども、外務省の方に、おられますよね、外務省の方はアメリカと交渉しているんだから、それについて分かっているんじゃないかと思ふますけれども、こういう大事なことに分かっていないんですか、今どうしているかということ。

○政府参考人（谷崎泰明君） お答えいたします。US-VISITの件につきましては私直接の担当でございせんので把握しておりませんが、今法務省の方から御答弁をいただいたとおり、現状では政府としては把握していないというふうに考えます。

他方、必要な情報につきましては、法務省ともよく協議した上で、更に情報が必要ならば相手方にしかるべき申し入れ等をしていこうというふうに考えております。

○亀井郁夫君 この委員会でも度々議論された大事な問題ですから、これについては、是非ともアメリカ力で現在どうしているのかと、そういうことは当然参考にならねばこの法案が作られたものだと思ふわけですし、それだけの責任は法務省にも私はあると思ふんです。アメリカ力は今やっていないんですから、アメリカ力はどうかということとは非常に参考になるわけでありませう。そういう意味で、今聞いたんでは分からぬということですが、是非ともこれは調べていただきたいと思ふます。

○副大臣（河野太郎君） 指紋の保有期間につきましては、我が国も、その保有期間を決定しても対

外的に公表することはいたしません。これは、公表することがテロリスト等の利益になつてしまうということからでございます。アメリカ政府も、今U・S・V・I・S・I・Tで採取した指紋をどれぐらい保有するか対外的には一切公表をしておりません。これは、アメリカ側は安全保障上の理由からという説明でございます。

○亀井郁夫君 今の副大臣の回答はそうだろうというところであつて、私言いたいののは、そういう理由でアメリカもやらないんだということを外務省はちゃんと聞いているのかということをお願いしているんで、だから、多分そうだろうということであつて、同じようにそうなんですと言つたんならそれでもいいですけども、言つた事実はないんだらうと思うんですね。今の副大臣の答弁はちよつと違うんじゃないかと私は思いますけれども、いずれにいたしましても、非常に大きな問題ですから、外務省と法務省でこの問題については検討していただきたいと思ひます。

次の問題ですけれども、A・P・I・Sの問題も、これについても現地を見させていただきまして、非常に苦勞しながらやつておられるわけでございますけれども、聞きましたら、航空会社の中で現在二十社しか協力していないという状況です。そういう意味ではなかなか問題もあるんだらうと思うんだけれども、現在、既に韓国や台湾では、去年の一月からやつているプレクリアランスの制度を拡大するとか、あるいはリエゾンオフィサーの派遣の拡大等については考えておられるのか。また、この制度の具合はどんな具合か、御説明願ひたい。特にこの問題は、日本の法律の改正によつて航空会社が負担を負うわけでございますから、航空会社にとっては抵抗があるんじゃないかと思ひますけれども、そういうことはないのであるのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(三浦正晴君) お尋ねの上陸審査手

続の合理化の一環といたしまして、プレクリアランスというものを実施しているわけでございまして。事前の確認制度でございますが、昨年度、韓国と台湾に我が国の入管当局の専門家をそれぞれ派遣いたしまして、当地で日本向けの航空機についてプレクリアランスを行いました。これによりまして、到着した日本の空港における上陸審査に必要な時間が相当縮減されまして、通常の半分程度にまで短縮することができたわけでございまして、本年度も引き続きこれを実施してまいりたいというふうに考えております。

また、これとは別に、リエゾンオフィサーと呼んでおりますが、偽造文書等の鑑識の専門家を外国の空港に派遣いたしまして、当該空港の支援をするという形で、昨年度は職員一名をバンコクの国際空港に派遣いたしまして、そこで偽造文書の行使をしようとした百六名の者につきまして、これを見破つて搭乗を阻止したという成果を上げていたところでございます。本年度も引き続き、派遣期間を二倍にいたしまして、六か月程度派遣したいと考えておるところでございます。

なお、二点目のいわゆるA・P・I・Sの義務化の関係でございますが、現在、確かに委員御指摘のとおり、約二十社の航空会社が任意に協力していただいておるわけでございますが、これが法律が改正になりますと、すべての航空会社に対して義務が掛かるということになるわけでございます。

ただ、中には、機器の整備等の関係で電磁情報では送れないということもあるやに聞いておりますので、手続規定を定める場合にはファクシミリによる紙の名簿などでも対応可能なような形で法務省令を定めるつもりでございます。また、報告事項につきましても、余り細かく多岐にわたりますとこれまた大きな負担になりますので、これをなるべく必要最小限度のものにとどめるという方向で今検討しております。航空会社等の御負担をなるべく軽くして御理解を得たいというふうに考えております。

○亀井郁夫君 次にお尋ねしたいのは、不法滞在

者の問題でございますけれども、今回の改正がテロリストの問題が中心になることはもちろんでございますが、これに絡んで、退去強制の増加とか、あるいは施設の拡大、あるいは円滑な送還ということが問題になりますけれども、最近五年間の不法滞在者の推移やら、あるいは半減計画の進捗状況、三つ目が不法滞在者の摘発数、収容人員、収容率ということ、さらには、一遍にいろいろ聞きますけれども、時間がないんで、四つ目は、今回の特区関係で三年を五年に延ばしましたけれども、そうした滞在基準についてもいろいろ無理があるから不法滞在者が増えているということもあるんだらうと思ひますので、そういう意味では、不法滞在者を減少するために、滞在基準をこのように三年を五年に延ばすのはこれだけなのか、ほかにもいろいろあるんじゃないかと思ひますけれども、延ばしてもいいようなやつがあるんだらうと思ひますけれども、そのような検討はされているのかどうか、それについてのお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(三浦正晴君) まず、不法滞在者対策についてのお尋ねでございますが、不法滞在者の最近、過去五年間の人数の推移でございます。

不法滞在者と申します場合には、いわゆるオーバーステイになつていない不法残留の人間と、それ以外のやみ夜に紛れて船で日本に不法上陸するといふ、こういうのを密入国者と言つていますが、これを合わせた数なんですけれども、まずは、不法残留者だけの数の推移についてちよつと御紹介いたしますと、平成十四年、いずれも一月当初の数字でございますが、平成十四年には不法残留者は二十二万四千二人、約でございますが、二十四万四千二人でございます。これが翌十五年は約二十二万人、平成十六年は二十一万九千人、平成十七年は二十万七千人、本年、平成十八年は十九万三千人というようになっております。五年前と現時点と比較いたしますと約三万人、パーセントにすると一三・五%が減少しております。これに不法入国者ですね、密入国、これは把握は完璧に

はできませんので過去のいろいろな取扱いから推計値を出しておるわけでございますが、これを含めまして、平成十六年の一月時点ではトータルで二十五万人程度いるということになっていたわけでございますが、これが減つてきていると、こういう状況にございます。今後とも摘発体制の強化等に努めてまいりたいというふうに考えます。

それで、私もいたしましては、摘発を効率あらしめるために、警察等の関係機関との連携でございますとか、それから入管に摘発方面隊という部隊を設置いたしまして摘発を専門にするような仕事をしつゝ積極的に推進しているというような対策を講じておられて、先ほど申し上げたような成果が出てきているところでございます。今後とも努力をしてまいりたいと思ひます。

不法滞在者の摘発数や収容人員がどの程度かというお尋ねがございましたけれども、平成十七年の統計で申しますと、平成十七年は不法滞在者として摘発した対象者は約一万二千人でございました。平成十五年は七千人余り、平成十六年は九千人でございまして、十七年は相当増えております。それから、収容者、収容場に収容した人員につきましましては、平成十七年は約八万人という実績がございまして。

この収容率という御質問もございました。これは、収容場に定員がございまして、その定員に対してどの程度の割合で常時外国人を収容しているかということでございます。これは日々変動するものですから細かい数字ちよつと申し上げられませんが、せんけれども、特に東京入国管理局につきましては常時九割以上の収容率という状況にございまして、ほぼ満杯に近いというような状況にございまして。今後とも摘発については合理的な形で進めてまいりたいというふうに思ひます。

それから、在留期間の伸長の関係で御質問がございました。我が国が必要といたします高度な知識ですとか技術を有する外国人の方については積極的に日本に来ていただく仕事をしたいというところ、これは我が国の経済社会の発展にも

資するものでありまして、非常に重要なことであるわけであります。その前提として在留期間を延ばすという考え方があってございしますが、これは、そのみではなくて、在留期間を長くしても不法就労等の問題は発生させないというような仕組みを確立することも一方で必要であろうというところでございしますので、すべての在留資格について三年を五年に一律に延ばすということとはなかなか現実問題としては難しいというか、検討すべき事柄であろうとは思いますが、ただ、中に、今回も特区の実績を踏まえて、特定の、教授でございましてか、IT関係の情報の分野の方については延ばしていただくということになっておるわけでありまして、今後ともそういう形で同じようなものがあるかどうかということについては検討を続けていかなければならないと思っております。

○亀井郁夫君 今ちょっと触れられた構造改革特区法による在留資格の特別措置の問題ですけれども、これについてちょっとお尋ねしたいのは、こういうふうな形で今回特区だけ特別措置を講ずることになりましたけれども、その経過と、それから同時に経緯ですね。さらにはまた、今の三年を五年にできないかということについては、やつてもいいんだけれどもということですけども、これ以外にもいろいろあるんだろうと思うんですね。だから、それがあつたために不法滞在になつてしまふということも多いと思うんで、よく検討していただきたいと思ひますけれども、そういうことについてどう考えられるかと。

それから、外国人の教育活動については特別に今度一つ加えたわけですね。これについてはどういうことなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(三浦正晴君) 今回、改正をお願いしております特定情報処理活動等に従事する人の在留期間の伸長の関係でございしますが、これ元々、在留活動の範囲を拡大してほしいという要望が以前ございました。といいますのは、研究という在留資格がございします。この研究というのは、あくまで日本に來まして研究機関で研究をする

ということでありまして、研究の成果として、実務的になり商売になるというような研究成果が出て、御本人は研究の在留資格であるものから、いわゆる投資、経営という仕事ができないということがありまして、これ何とか両方できるようにならないのかという要望が従来ございまして、この両方ができるような形を可能にするというところで、一つ特区法の中に盛り込まれたという経緯がございします。それから、そういう人たちは又特定情報処理活動をしている人たちにつきましては、三年の在留期間では短いので五年にしてほしいという要望が全国でかなりございまして、これも併せて特区法に盛り込んだわけでありまして、これを地方公共団体によって適正な担保措置を講ずることを前提に五年に伸長する形で運用してまいつたわけがございします。その結果として、これは非常に効果があるということで、これを全国展開すべしということになりまして今回の法改正をお願いしているという状況でございします。

委員御指摘のように、ほかにも同じような状況のものがあれば、今後検討をしていきたいというふうに考えております。

○亀井郁夫君 もう時間もなくなりましたので、最後に一つだけ。

今回の改正によって自動ゲートが導入されるということ、みんな入国者は指紋を取られることになるわけがございしますけれども、法務大臣は外国の入国管理局に対して職務の遂行に必要と認める場合には情報を提供できるということになりますから、日本の入管で取つた情報が世界を駆け巡るということになる可能性もあるわけがございしますけれども、そういう意味では管理、監視の社会が出現するというふうな見方もあるわけがございしますけれども、こういうことに対して法務大臣の御所見を最後にお伺ひして終わりたいと思ひます。

○国務大臣(杉浦正健君) そのようなおそれが抱かれることのないような運用をきちつとやつてま

いりたいと思つております。

外国の入管当局に対して職務の遂行に資すると認める情報提供もできることになるわけなんです。入管局長が何回か答弁しておりますけれども、テロリストと国際的に手配されている男の指紋が手に入つたというような場合にその指紋を外国の当局に提供するというような場合に、限定的に適用していくというふうな努めてまいりたいというふうな思つております。

○亀井郁夫君 ありがとうございます。

○委員長(弘友和夫君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(弘友和夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、江田五月君、青木幹雄君及び查掛哲男君が委員を辞任され、その補欠として家西悟君、松村祥史君及び西島英利君が選任されました。

○委員長(弘友和夫君) 本案の修正について松岡徹君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松岡徹君。

○松岡徹君 ただいま議題となつております出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会を代表して修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございします。

今回の政府案の提案理由とされております国民の生命と安全を守るためにテロの発生を未然に防ぐこと、利便性を高めるために出入国手続の簡素化、迅速化を図ること等につきましては、民主党としても異論はありません。しかし、その具体的な方策として盛り込まれた内容については、個人の自由な生活や民主主義社会の維持発展、外国人との友好、共生という観点に照らして重大な問題を含んでいると言わざるを得ません。

まず、上陸審査時に特別永住者等を除くすべての外国人に指紋等の生体情報の提出を義務付けるという点については、人権、プライバシー権や

自己情報をコントロールする権利の保障という観点から慎重に検討することが必要であると考えます。特に二〇〇〇年に廃止された外国人登録法の指紋押捺制度の歴史的経過を十分に踏まえるべきです。少なくとも、現在のところ同様の措置を講じているのは世界的にも米国のみであり、国際社会が合意に達しているとは必ずしも言えない状況であることに照らし、熟慮期間を設けるべきであります。

また、政府案では、上陸審査時や自動化ゲート利用のために採取した指紋等の生体情報保存期間や入管業務目的以外での利用範囲、外国入管当局への提供範囲などが極めてあいまいと考えます。特に行政機関等への情報提供について、指紋などの生体情報が捜査機関など、その利用範囲が無原則に拡大されるおそれが極めて高いと考えます。行政機関からの個人情報等の流出事件が相次いでいることを踏まえると、プライバシー流出のリスク、影響評価や生体情報を外国へ提供する場合のガイドラインや法整備がなされておらず、個人の生体情報を余りに軽く扱うものと言わざるを得ません。

さらに、テロリストと認定された外国人の退去強制事由の整備についても、政府案ではテロリストの定義は極めてあいまいであり、恣意的な認定がなされるおそれや誤認が多発するおそれが多分にあると言わざるを得ません。また、退去強制手続において認定の具体的な証拠となる資料の開示も明確でなく、告知、聴聞の機会、不服申立て、本修正案は、こうした問題点について必要最小限の修正を行うことにより、本来の目的であるテロの未然防止策などを円滑かつ的確に進めようとするものです。

以下、その内容を御説明いたします。

第一に、上陸審査時に提供を義務付ける個人情報種類の種類について、法務省令への委任規定を削除し、法律で明記するものに限定することとした上で、当分の間、指紋利用を凍結することとし

ております。

第二に、上陸審査時に取得した個人識別情報は、提供者がテロリストと認定されるなど上陸拒否事由に該当する場合を除き、提供者が出国後若しくは永住者となった時点で直ちに削除することとしております。また、自動化ゲート利用者から取得する個人識別情報については、登録が効力を失った時点で直ちに削除することとしております。

第三に、削除されるまでの間の個人識別情報については、出入国管理のための業務以外への利用を原則として禁止することとしております。

第四に、新たに追加される退去強制事由について、法務大臣の裁量を狭めることとしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ各委員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(弘友和夫君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比聡平君 私は、日本共産党を代表して、出入国管理法案に関する政府原案に反対、民主党提出の修正案に賛成の立場から討論を行います。

テロは国際社会で絶対に許されない犯罪であり、未然防止対策は必要であることは言うまでもありません。

しかし、第一に、特別永住者を除く外国人に一律に指紋等の生体情報の提供を義務付ける政府案は、プライバシー権を著しく侵害し、憲法及び国際人権規約に抵触するものであり、また国際交流への影響からも、テロ対策との規制目的に対し余りにも過剰な人権制約にほかなりません。審議の中でも、U.S.-VISITさえ我が国の永住者にほぼ当たる移民は適用対象外であることが明らかにになりました。世界一厳しい制度を導入しようとするのが政府案にほかなりません。

第二に、入国審査時の入国拒否者や強制退去命令の恣意的な認定の可能性、そこにおける適正手続の不十分さが審議の中で更に明らかになりました。

第三に、インテリジェンスシステムの構築や目的外利用のおそれなど、生体情報を始めとして、あらゆる個人情報を一元的に保管、管理し、外国人すべて、また日本人を含めて監視、管理の体制構築の強いおそれがあることもこの審議を通じて浮き彫りになりました。

民主党の修正案は、指紋提供の義務付けを凍結することや永住外国人を対象外にすることなど、人権侵害の政府案に比べ重要な問題点を緩和するものであり、賛成いたします。

政府案がテロの未然防止を理由に十分な審議もないまま人権を著しく侵害することは断じて許されず、廃案にするべきであると、このことを強く申し上げて、反対討論といたします。

○委員長(弘友和夫君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、松岡君提出の修正案の採決を行います。

○委員長(弘友和夫君) 少数と認めます。よって、松岡君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

○委員長(弘友和夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、築瀬進君から発言を求められておりますので、これを許します。築瀬進君。

○築瀬進君 私は、ただいま可決されました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、

日本共産党及び国民新党・新党日本の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 個人識別情報として外国人に求める指紋情報の提供については、指紋の利用に係る国際的動向を勘案するなど、その実施時期を慎重に定めること。

二 提供された個人識別情報については、その保護に万全を図るとともに、保有期間は、本法の施行後の運用状況及びプライバシー保護の必要性を勘案しつつ、出入国の公正な管理に真に必要なかつ合理的な期間とし、期間経過後は直ちに適切な方法で消去すること。また、自動化ゲートの利用のために提供された個人識別情報については、その措置に係る登録が効力を失ったときは、直ちに当該個人識別情報を消去すること。

三 提供された個人識別情報の出入国管理の目的以外の利用については、慎重に判断し、必要最小限なものとする。

四 個人識別情報のうち指紋情報については、科学技術の進展、国際的動向等を勘案して、その提供義務化の要否、提供を義務付けられる外国人の範囲などを必要に応じ再検討すること。

五 新たに退去強制の対象とする「テロリスト」の認定に当たっては、恣意的にならないよう厳格に行うとともに、退去強制手続きを行うに当たっては、適正手続きの保障の理念に照らし、「テロリスト」と認定するに至った事実関係等を明確かつ具体的に示し、退去強制を受けようとする者が十分に反論を行う機会を与えること。

六 自動化ゲートの導入後においても、同ゲートを利用しない者に不便を来さないよう、出入国手続きの一層の迅速化に努めること。

七 個人識別情報提供の義務化については、特に近隣諸国等に対する十分な説明と広報を行うなど、観光立国行動計画の推進を阻害することのないように努めること。

八 国民の安全・安心を図るため、テロの根源的解決に向けた諸施策も積極的に推し進めていくこと。また、テロ対策を進めるに当たっては、難民条約や拷問等禁止条約の趣旨に反することのないように留意すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(弘友和夫君) ただいま築瀬君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(弘友和夫君) 全会一致と認めます。よって、築瀬君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、杉浦法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。杉浦法務大臣。

○国務大臣(杉浦正健君) ただいま可決されました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。ありがとうございます。

○委員長(弘友和夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(弘友和夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

〔参照〕

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に対する修正案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第六条の改正規定のうち第三項中「指紋、写真その他の個人を識別することができる情報として法務省令で定めるものを「個人を識別することができる情報」としての指紋又は写真」に改め、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「平成三年法律第七十一号」の下に「第六十一号の十第二項において「特例法」という。」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 永住者の在留資格を有する者
第二十四条第三号を改め、同号の次に二号を加える改正規定のうち第三号の二中「認めるに足りる相当の理由がある」を「明らかに認められる」に改める。

第五十八号の改正規定の次に次の改正規定を加える。
第六十一号の九の見出しを「外国人入国管理当局に対する情報提供」に改め、同条第一項に次のただし書を加える。

ただし、個人識別情報（第六条第三項又は第九条第四項若しくは第七項の規定により提供されたものに限る。次条において同じ。）にあつては、第五条第一項各号の事由のいずれかに該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係るものを除き、提供することができない。

第六十一号の十一を第六十一号の十二とし、第六十一号の十を第六十一号の十一とし、第六十一号の九の次に次の一条を加える改正規定を加え、「附則第八条」を次条及び附則第九条に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第三条から第七号までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条第一項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に、「附則第七条」を「附則第八条」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（個人識別情報に係る規定の適用の特例）
第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六条第三項の規定の適用については、別に法律で定める日までの間、同項中「指紋又は写真」とあるのは「写真」とする。

2 前項の別に法律で定める日を定めるに当たつ

〔参議院〕

2 法務大臣は、個人識別情報を提供した外国人が出国したとき、第二十二号第二項第二十二号の二第四項において準用する場合を含む。）の許可を受けたとき又は特例法第五条第一項の許可を受けたときは、直ちに、当該外国人に係る個人識別情報を消去しなければならない。ただし、第九条第七項の規定による登録に係る個人識別情報については、この限りでない。

3 法務大臣は、第九条第七項の規定による登録がその効力を失つたときは、直ちに、当該登録に係る個人識別情報を消去しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条第一項各号の事由のいずれかに該当し、その事由が次回の上陸の申請の時まで継続することが見込まれる外国人に係る個人識別情報については、適用しない。

附則第一条第一号中「次条から附則第五条まで及び附則第七条」を「附則第三条から第六号まで及び附則第八条」に改め、同条第二号中「附則第六条」を「附則第七条」に改め、同条第三号中「附則第六号」の下に「第六十一号の九の改正規定、第六十一号の十一を第六十一号の十二とし、第六十一号の十を第六十一号の十一とし、第六十一号の九の次に一条を加える改正規定」を加え、「附則第八条」を次条及び附則第九条に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第三条から第七号までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条第一項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に、「附則第七条」を「附則第八条」に改め、同条第二項中「前条第一号」を「附則第一条第一号」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（個人識別情報に係る規定の適用の特例）
第二条 前条第三号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法第六条第三項の規定の適用については、別に法律で定める日までの間、同項中「指紋又は写真」とあるのは「写真」とする。

2 前項の別に法律で定める日を定めるに当たつ

ては、前条第三号に掲げる規定による改正後の出入国管理及び難民認定法の施行の状況を踏まえるとともに、個人を識別するために指紋を用いることに係る国際社会の理解の状況、これを外国人の出入国の管理に用いることが国際的なテロリズム等の犯罪の未然防止に果たす役割及びその国際的な動向等を勘案するものとする。

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、留置施設（警察留置場）代用監獄の廃止に関する請願（第一四九八号）

一、国籍法改正に関する請願（第一五四四号）（第一五四五号）

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願（第一五四八号）（第一五五二号）

一、国籍選択制度の廃止に関する請願（第一五五八号）

一、成人の重国籍容認に関する請願（第一五五九号）

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願（第一五六〇号）

一、国籍法改正に関する請願（第一五六一号）

一、共謀罪新設反対に関する請願（第一五九二号）

一、国籍法改正に関する請願（第一五九〇号）

一、民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願（第一六〇七号）（第一六〇八号）

一、留置施設（警察留置場）代用監獄の廃止に関する請願（第一六三四号）（第一六三五号）

一、共謀罪新設反対に関する請願（第一六三六号）

請願者 堺市南区晴美台三ノ四ノ二 岩崎 雅子 外千三百四名

紹介議員 仁比 聡平君

今国会に上程された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」は、警察留置場（代用監獄）を「留置施設」として存続させることが盛り込まれている。代用監獄制度については、国会でも「警察拘禁二法案」が三度廃案とされるなど、国内外から厳しく批判されてきた。

代用監獄は、本来、逮捕された人を司法当局に引き渡すまでの間、一時留め置く場所であつて、被疑者を勾留すべき施設ではない。しかし、法案では、代用監獄制度の恒久化を容認する内容となつていて、代用監獄制度は、警察官による自由の強要が行われ、多くのえん罪の温床となつており、国連規約人権委員会を始め国際的な人権団体などから廃止すべきであると繰り返し批判を受けている。昨年九月、布川事件について水戸地裁土浦支部が行った再審開始決定においても、代用監獄における警察官の自由強要の事実が認定され、自白の信用性が否定された。被疑者の人権を侵害し、数々のえん罪事件の温床となつている代用監獄の恒久化を断じて許すわけにはいかない。また、死刑確定者への親族外面会は、通達により心情の安定を理由に認められておらず、国際基準からも立ち後れ、人権を侵害する状況となつている。今回の法改正でこれを新設する条項は逆行であり、削除を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案」について

1 警察留置場（代用監獄）において被疑者・被告人を拘禁する制度を法制化せず、廃止すること。

2 死刑確定者を含む被拘禁者の処遇は、憲法と国際人権規約に基づく人権を保障すること。

と。

第一五四四号 平成十八年四月二十一日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国パリ市レオポルド
ベラン三二 中野広美 外三十名

紹介議員 西田 実仁君

フランスは人権宣言発祥の地であり、自由、平等、博愛を謳歌する国である。しかし、外国人として根を張って生活していくためには、特に就職を希望する場合、多大な制限を迫られる。フランス国籍、ないしはEU諸国籍を所有しない者には許されていない職種が多い。当地に二〇年、三〇年と生活する邦人は、自己認識の上でもフランス人になり、骨を埋める覚悟でいても、飽くまでも異邦人ではない。国際社会が常套句になつた現在、世界中にて両国の交流に顕彰している者は、日本人としての強い自覚と誇りを持つている。国際結婚又は両親が日本人であっても生地主義による国籍法により重国籍を持つ子女は、無限に在る。二重のみならず三重、四重の国籍保持者が存在する反面、日本の国籍法では、二二歳を境に一つの国籍を選択しなければならぬ。複数の語学能力や文化伝統を身に付けている人物こそ、日本社会の国際化を担っていく存在である。頭脳流失にもかかわらず問題である。両親が日本人であるのに、生まれ育つた国の籍を選択せざるを得ないといった悲喜劇は、不自然である。「重国籍が可能ならば」との肯定的見地より考慮すべきである。一九七二年までにフランス人と婚姻した場合の日本人の重国籍保持は合法的とされている矛盾が現実的にあることにより、あいまいな解釈がなされている。在住国の帰化に伴って、法に忠実に離国届を行った元日本国籍者に、無条件の国籍回復の便宜を与えるべきである。

一、国籍法改正を行うこと。
1 帰化を希望する者に対して、日本国籍放棄強要を緩和すること。
2 現行法の二二歳にての国籍選択を破棄すること。

3 日本国籍への復活を望む者への復権の権利を与えること。

第一五四五号 平成十八年四月二十一日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国ピュートル市ジャ
ン・ジオレス通り八七 稲葉猛
外三十四名

紹介議員 谷合 正明君

この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五四八号 平成十八年四月二十一日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 東京都豊島区池袋二ノ六八ノ一〇
ノ五〇七 内山良子 外四十八名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一五五二号 平成十八年四月二十一日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 京都市伏見区小栗栖北谷町八ノ二
幡山玲子 外四十八名

紹介議員 松井 孝治君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一五五八号 平成十八年四月二十四日受理
国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国マレイユマルレイ
市ベルベデール通り二六 坂本直
子 外四十五名

紹介議員 前川 清成君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一五五九号 平成十八年四月二十四日受理
成人の重国籍容認に関する請願

請願者 フランス共和国マレイユマルレイ
市ベルベデール通り二六 坂本直
子 外三十九名

紹介議員 前川 清成君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一五六〇号 平成十八年四月二十四日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 福岡市中央区天神一ノ三ノ三八
山崎芳子 外五十四名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一五六一号 平成十八年四月二十四日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 フランス共和国ガレンヌコロンプ
市メデリック通四六 讃井シベル
タン・ブラン由季子 外三十六名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五六二号 平成十八年四月二十四日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 埼玉県児玉郡上里町嘉美二四九ノ
一 横田肇 外四百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一五九〇号 平成十八年四月二十四日受理
国籍法改正に関する請願

請願者 岡山県真庭市蒜山西茅部四九三
進洋 外二百五十一名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一五四四号と同じである。

第一五九二号 平成十八年四月二十五日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町遊佐町字舞鶴
一三五ノ一〇 菅原大介 外四百
九十九名

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

第一六〇七号 平成十八年四月二十六日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 三重県津市柳山津興一、四〇七ノ
四 滝澤多佳子 外六十四名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一六〇八号 平成十八年四月二十六日受理
民法改正による選択的夫婦別氏制度の導入に関する請願

請願者 東京都杉並区和田一ノ四三ノ三ノ
一二五 奥田よし子 外四十二名

紹介議員 林 久美子君

この請願の趣旨は、第一三二八号と同じである。

第一六三四号 平成十八年四月二十七日受理
留置施設(警察留置場)代用監獄の廃止に関する請願

請願者 京都市右京区西京極下沢町一八ノ
一〇 川口孝男 外百八十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一四九八号と同じである。

第一六三五号 平成十八年四月二十七日受理
留置施設(警察留置場)代用監獄の廃止に関する請願

請願者 高知県南国市里改田一、六九二ノ
三 土居健二郎 外百八十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一四九八号と同じである。

第一六三六号 平成十八年四月二十七日受理
共謀罪新設反対に関する請願

請願者 千葉県香取郡神崎町二四二ノ五
吉田みどり 外千六百四十二名

この請願の趣旨は、第一三五四号と同じである。

平成十八年五月二十四日印刷

平成十八年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A